

第 3 号

○ 議事日程(第3号)

1 一般質問

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり(16名)

1番	小根澤 弘 君	9番	黒岩 浩一 君
2番	望月 貞明 君	10番	徳竹 栄子 君
3番	西 宗亮 君	11番	湯本 市蔵 君
4番	田中 篤 君	12番	小淵 茂昭 君
5番	布施谷 裕泉 君	13番	山本 一二三 君
6番	高山 祐一 君	14番	小林 克彦 君
7番	高田 佳久 君	15番	渡辺 正男 君
8番	山本 良一 君	16番	児玉 信治 君

○ 欠席議員次のとおり(なし)

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 吉池 寿幸 議事係長 常田 和男

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	竹節 義孝 君	副町長	小林 央 君
教育委員長	小野澤 昭三 君	教育長	佐々木 正明 君
会計管理者	須田 紀弘 君	総務課長	内田 茂実 君
税務課長	成澤 満 君	健康福祉課長	河野 雅男 君
農林課長	生玉 一克 君	観光商工課長	小林 一 君
建設水道課長	渡辺 千春 君	教育次長	大井 良元 君
消防課長	松橋 修身 君	監査委員	中野 隆夫 君

(開 議)

(午前10時00分)

議長(児玉信治君) おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は16名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

1 一般質問

議長(児玉信治君) 本日は日程に従い一般質問を続行し、6番から10番まで行います。質問通告書の順序に従い、質問を許します。

7番 高田佳久君の質問を認めます。

7番 高田佳久君、登壇。

(7番 高田佳久君登壇)

7番(高田佳久君) おはようございます。7番 高田佳久です。

本日トップバッターとなりますが、今回は質問事項を景観行政と文化財保護の2点に絞り、質問させていただきます。

過日、町内5会場で議会報告会を開催しました。多くの町民の方に参加していただき、町行政、議会に対しての意見、提言をたくさんいただきました。この場をおかりして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

第7回目となる議会報告会では、テーマを公共施設の整備ということで、3常任委員会の所管する施設を、総務では災害時の指定避難施設、社会文教では社会体育館と志賀高原ロマン美術館、観光経済では上水道施設とし、施設について状況の説明を行った後、意見交換を行いました。

指定避難施設については、避難施設の耐震補強の促進、防災マップにおけるレッドゾーン内にある施設の見直し等についての質問や意見がありました。社会体育館は取り壊しの時期と新設の体育館の今後の動向について、志賀高原ロマン美術館は入館者増への対応や施設の運営についての意見がございました。上水道施設についての質問は意外に少なかったと記憶しております。

公共施設以外の質問では、人口増対策、自然エネルギーの活用、小学校統廃合問題、消防団の団員確保、道の駅の活用、ごみ処理、文化施設に関することなどさまざまな意見や質問がございました。解決されていないことや課題として残っているものもあり、町民の皆さんの声として町行政に提言していきたいと思っております。

報告会で出た意見の中に、ごみ集積所がバス停の前にあり、屋根もなく景観が悪いので、屋根つきの町内で統一した施設として補助を考えてはどうかという意見がございました。また、文化財や歴史的建造物の看板が老朽化しており、真剣に保存を心がけているのか疑問を感じる。教育委員会、教育長は何をやっているのかという意見もございました。後ほど再質問の中でお

聞きしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

1、景観行政について。

(1) 景観づくり事業の内容は。

(2) 補助金の内容は。

2、文化財保護について。

(1) 文化財保護の状況は。

(2) 文化財指定の条件は。

以上、再質問は質問席にて行います。

議長（児玉信治君） 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 改めて、おはようございます。

高田佳久議員のご質問にお答えいたします。

1点目の景観行政についてのご質問ですが、平成24年8月に景観計画を策定し、10月1日から建築物等に対する景観の届け出や景観づくり事業補助金交付要綱などによる支援整備を行ってきています。今後、景観づくり住民協定を締結していただけるよう推進を図ってまいりたいと思っております。

景観づくり事業補助金の内容につきましては建設水道課長から申し上げます。

2点目の文化財保護について2点、教育長からご答弁申し上げます。

以上です。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） それでは、景観行政につきましてのご質問にお答えいたします。

(1) 景観づくり事業の内容及び(2) 補助金の内容につきまして、あわせて説明させていただきます。

景観づくり事業につきましては、皆さん方がお住まいの地域や通りといった単位で景観をどのように整備や保全を行うか研究をしていただき、その計画に沿った事業を進めるために景観づくり住民協定を結び、協定者が取り組む景観形成事業に対し町が支援を行うものであります。

協定者につきましては集落単位とし、おおむね50軒程度を想定しておりますが、家屋連檐地区とそうでない地区がございますので、効果が発揮できる単位で協定をお願いしたいと考えております。

補助メニューにつきましては、景観づくり団体活動、協定者が取り組む事業、協定地区が取り組む事業と大きく3つに分類いたしました。景観づくり団体活動では、景観づくり住民協定等の締結に向けた調査費用や地域景観整備計画策定事業に対する補助であります。協定者が取り組む事業としましては、建築物等の外観の整備や看板、のれんなどの設置、自動販売機や室

外機等に囲いを設置する修景事業、地域の景観上支障となる建物等を撤去し、花壇や憩いスペースなどの公共的なものとして使用できる場合の廃屋等の解体・撤去の補助制度を整備いたしました。協定地区が取り組む事業としましては、屋外広告物の集合施設の設置、沿道の民有地や共同管理地等の整備費用、地域の特性を生かした修景事業などへの支援を考えております。

補助の執行につきましては、複数のメニューにも補助を行いたいと考えております。今後、補助制度の周知を図ってまいります。まずは住民協定を結んでいただくことにより補助ができるものでありますので、議員におかれましても、地域の皆様方に景観づくり住民協定のお勧めをいただきますようお願いいたします。また、担当課としまして、地区の会合等に出向き説明をさせていただきますので、お声がけいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） それでは、2点目、文化財保護について2点ご質問いただいておりますのでお答え申し上げます。

1点目の文化財保護の状況はというご質問でございますが、町指定の文化財には有形文化財、町宝、史跡、有形民俗文化財、無形民俗文化財、天然記念物の指定がございます。それぞれ文化財の保護に必要な修理や管理はその所有者が行うものというふうにされております。

2点目の文化財指定の条件はというご質問でございますが、国、あるいは県の指定を受けた文化財以外の文化財で町の区域内にあるものについて、町にとって歴史上または芸術上価値の高いものでございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） それでは、景観行政について再質問いたします。

確認の意味でまた基本的なことをお聞きしたいと思いますが、景観条例の制定は正確にいつになりますか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 制定につきましては、平成24年3月23日付でございます。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） それでは、あわせて、景観行政団体になったのはいつですか。また、景観計画の策定はいつになっておりますか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 景観行政団体になった日付は、すみません、私ちょっと調べてきておりません。申しわけありません。それから、もう一つは景観計画の策定ですが、これは平成24年8月だったと思います。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） 町では、平成24年3月23日に景観条例を制定、4月1日より条例の一部を

施行してまいりました。また、景観条例制定に伴いまして県との協議を行い、同意の上、平成24年5月1日から景観行政団体となっております。8月30日には景観計画を決定し、10月1日から行為の規制等に係る条項の完全施行となっております。

では、この景観行政団体になるということとはどのような意味があるのか、お答えください。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 景観行政団体は景観法に基づきまして県の承認を得てなるものでございますけれども、景観行政団体となる前は県の条例、景観法、それから県の条例に従っておりましたけれども、今度は町が景観行政団体ですので、町で条例を設置しまして、その内容に基づき景観行政を執行できるということでございます。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） まず、景観行政団体になるということの一番の大きな行為は、景観法に基づく景観計画、これを策定できることです。法律の第1条には、「我が国の都市、農山漁村における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする」としています。景観計画の策定を重視しているようになっております。また、行為の規制、景観重要構造物、樹木の指定や管理協定、景観重要公共施設の整備、景観協定、景観整備機構の指定を町で行うことができるようになります。

法律上では、指定都市や中核市以外の市町村は、都道府県が景観行政団体となり、景観計画の策定や行為の規制等の事務を処理することになっております。通常であれば長野県で策定する景観計画や行為の規制等に基づき事務等を実施することになってはいますが、しかしながら、当町は平成24年5月より景観行政団体となりました。山ノ内町が景観行政団体となるために、県知事と協議し同意を得たことは、良好な景観形成に関する取り組みを町独自で進める意欲があるとのあらわれと読むことができます。

景観行政団体の長である町長の景観形成に関する取り組みに対してのお考えをお答えください。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 町は大変風光明媚に恵まれておまして、大変そういった中で樹園地、それから山、家屋連檐地域、いろいろなことがございますので、住む人、訪れる人にとって非常に好ましいような景観をつくっていききたいなど、そんなことで景観条例を町として制定してきたところでございます。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） それでは、景観法についてお聞きしますが、平成17年6月に施行された景観法、この第2条の基本理念、この中身はどのような内容になっているかお聞かせください。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） お答えいたします。

景観法第2条に基本理念が規定されております。基本理念としましては、「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない」という内容になっております。以下、第5項までありますが、細かいところは省略させていただきます。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） この景観法によるこの第2条の理念ですが、これは重要なのでちょっと読ませていただきます。少し長くなりますがよろしくをお願いします。

まず、1つ目、「良好な景観は、美しく風格のある」これは先ほどご答弁いただきましたが、当町では景観計画に、良好な景観は町民共有の財産であると明記しております。

2つ目、「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない」とされています。当町では景観条例を制定し、行為の規制等を行うこととなります。

3つ目、「良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない」となっております。当町の景観計画の中では、市街地、田園、山麓田園、山地、高原の5つの地域の景観形成に取り組むようになっております。

4つ目、「良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない」とされております。当町では、景観法による長野県との景観協定や景観条例による景観づくり住民協定を住民の皆さんと結び、地域の活性化に資するよう景観形成に取り組もうとしております。

5つ目、「良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない」。当町では、景観づくりを支援するための制度として景観づくり事業補助金があります。その中で、新たに良好な景観を創出することを含んで取り組むべきと考えられます。

景観行政となった山ノ内町では、基本理念に沿った形で景観計画の策定は行われたと見てとることができます。基本的な枠組みはできておりますが、事業への取り組みがまだまだ不十分であるようにも感じます。町民の皆さんへの周知と住民理解はどの程度あるのか、いささか疑問に感じるところです。

では、この景観法の第4条、5条、6条にある地方公共団体、事業者、住民の責務、これはどのように明記されておりますか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） お答えいたします。

景観法第4条は、地方公共団体の責務ということで、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」。

第5条は、事業者の責務としまして、事業者についても基本理念にのっとり同様な内容が書かれておりますけれども、「国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない」。

第6条は、住民の責務として、住民も同様に、「良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない」というような内容で制定されております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） ありがとうございます。

要約しますと、山ノ内町は景観計画を含めた施策を策定して実施する責務があつて、事業者や住民は町が実施する施策に協力しなければならないということが法律で定められております。

では、町で景観条例が制定されておりますが、この中で町の責務、これはどのように明記されておりますか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 景観法第4条、5条、6条、ただいまの条項に応じまして、町の条例におきましても第3条、4条、5条で規定しておりますが、町の責務としては条例の第3条でございます。これも4項ございますが、ちょっと一部割愛をさせていただきますけれども、町は良好な景観の保全、育成のための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。また、町民の意見が反映されるよう努めなければならない。それから、建築物や工作物、公共施設の整備を行うときは、良好な景観形成に先導的な役割を果たすよう努めなければいけない。それと、町民及び事業者の意識の高揚を図るために、知識の普及その他必要な措置を講ずるとともに、町民、事業者の景観の形成に資する活動を支援するよう努めなければならないということで規定されております。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） ただいま町の責務を説明していただきました。その中で、町は町民、事業者の良好な景観に関する意識の高揚を図るため、知識の普及、その他必要な措置を講ずるとともにとあります。この知識の普及という点で、町のホームページには景観計画は提示してございますか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） はっきり覚えていないんですけれども、なかったような気がいた

します。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） はっきり申し上げますと、ありません。当町のホームページ、これ開きますと、一番上に各課のページをクリックする欄がございます。この各課のページを開いて建設水道課を選択して、景観に関する建築の制限等というところを選びますと、景観条例や景観計画の言葉だけ最初の段に記載されています。景観計画自体は見られるようにはなっていませんでした。探していくと、景観条例に関する制限の項目というところの中に、詳細はこちらをごらんくださいとなった部分があります。そこをクリックすると、景観計画の概要、これが見られるようになっていましたが、探さないとわからない状態でした。

十分予算と時間をかけて策定されております景観計画です。景観に関心のある町民の皆さんが見ようと思っても、探さないで全く出てこないような形になって今おります。見つけにくい形になっていると思いました。こちらが景観計画ですというアピールは全くございませんでした。これでは意識の高揚は図れないというふうに感じております。

景観計画全体を私は載せたほうがいいのかと思っております。また、わかりやすい点では景観計画の概要もあわせて載せておくべきと考えます。町民の方が簡単に見つけられ、事業に協力できるように、良好な景観に関する意識の高揚や知識の普及を図るため、わかりやすい、見つけやすい表示にページをつくりかえる工夫が必要かと思いますが、つくりかえるお考えはございますでしょうか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） ご指摘のとおり、景観計画の内容をやはりホームページなどで見られるような形にしたいと思いますが、内容はかなりたくさんありますので、どんな形がいいかというのはまた検討させていただきたいと思っております。やはり大事なところはちゃんと載せていかなければいけないというふうに考えます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） それと、あわせて、新しく今回景観づくり事業補助金交付要綱も策定されております。こちらも載せていただきたいと思いますがいかがですか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） お答えいたします。

補助金の交付要綱も、補助メニューを最近ですけれども整備いたしましたところがございます。告示のほうはさせてもらっておりますけれども、またホームページのほうの掲載をしていきたいと思っております。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） それで、この景観づくり事業補助金の交付要綱なんですけど、こちら策定されて平成26年4月1日から施行されていく予定でいると思っておりますが、この交付要綱をつくる段

階で、景観審議会のほうに諮問なりお話をされた経緯はございますでしょうか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 交付要綱自体の策定に当たっては、ちょっと不明でございますが、今回の補助メニューにつきましては景観審議会のほうへは協議をしておりません。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） 要綱自体は町単独で決定できるものでありますから、審議会で諮るところまではいかなくても策定はできると思います。ただし、その補助メニューは項目が多岐にわたってございますので、本来であれば審議会にもご相談なりお話を聞くということが必要であったかと思っております。

それでは、次に景観計画の中にある景観重要構造物と景観重要樹木の指定についてお聞きしますが、現在指定されている建造物、樹木はございますか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） お答えいたします。

現在のところはございません。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） それでは、その指定についてなんですけれども、どのような方法で誰が行いますか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 条例におきましては指定の手続がございましてけれども、ここでは町長がその指定をしようとするときはというところで、町が指定をするという手続にはなっております。それから、指定に当たりましては所有者などの同意を得ると、これは当たり前ですけども、また景観審議会の意見を聞かなければならないということにはなっておりますが、私どものほうでまだそこまでの内容で検討していないのが実情でございます。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） これは、景観行政団体の長、これが指定することになっております。また国土交通省令で定める基準に該当するもの、こちらのみが指定の対象となっております。

それでは、指定できない条件、これはあると思うんですけども、どんな条件になりますか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） すみません。指定できない条件、景観法にあらうかと思うんですけども、ちょっと内容は細かく承知しておりません。申しわけありません。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） こちらは、文化財の保護法の規定による国宝、重要文化財、特別天然記念物等に指定されているもの、もしくは仮指定されているもの、こちらは指定できないとなっております。

また、今後この景観重要建造物と景観重要樹木の指定を行う計画や予定というのはございま

すでしょうか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 景観計画の中でもそういった指定をして良好な景観を形成していくという方向は出されておりますので、そういった形で今後検討しなければいけないとは考えておりますけれども、今のところ具体的に検討はしてございません。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） 当町は景観計画を策定して景観行政団体となっております。景観に対してしっかりとした動きをとっていただきたいと思います。その中で、この景観計画にある景観重要建造物と景観重要樹木、この指定の方針に基づきまして保全や活動ができるように、各地域でのシンボルとなる建物、樹木をリストアップしていただき、景観審議会に諮って、山ノ内らしい景観を次世代に受け継ぐために指定を進めていただきたいと思います。町長のお考えをお聞かせください。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） とりあえず具体的事例が出てきた中で、十分そういった基本的な方向に基づいて対応していきたいなというふうに思っています。私のほうでは、できればやはり今の景観条例について、もう少しやはり住民の皆さんに広報だとか、あるいは地元のマスコミ紙だとかいろいろなところを通じて周知を図っておりますけれども、先ほど課長が申し上げましたように、また区長会の中でももう既に説明はしてございますけれども、そういったいろいろなところでできるだけ多くの皆さんに関心を持っていただくこと、そしてできれば今、渋湯組は県と住民協定を結んでいただいておりますので、そうした事例があちらこちらに出ていただくような、全体の区でなくても結構でございますので、先ほど課長が申し上げましたようなおおむねの基準の中で議員各位もそうですし、各区長さんにもそうですけれども、そういったことをぜひやっていただき、町全体がやはり住民協定を結びながら町の景観を守るような、そんな取り組みをしていきたいなと思っておりますので、そういう趣旨で条例を制定してございますので、補助要綱もメニューを出しましたので、積極的にご活用いただきたいと思います。

以上です。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） それでは、次に今景観づくり住民協定、こちらの認定を受けるためにはどのような条項が定められていますか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 認定の要件が景観条例施行規則のほうに定められております。住民協定の認定要件ということで条例の20条にございますけれども、ここでは土地の面積ですとか建物の戸数などが、また道路の延長等が記載されておりますけれども、先ほど私のほうで答弁しましたとおり、効果の上がるような形で理想的には50軒程度、これは地域によって違うと思っておりますけれども、そういった形を考えております。

それから、細かくあるんですけども、あとは住民協定区域の住民のおおむね3分の2以上の合意をしていただきたいというようなこと、それから、住民協定の有効期限、10年以上というようなこともございます。住民協定の内容としましては、建物に関する事項ですとか広告物に関する事、それから、道路に面した緑化、敷地や道路等の緑化、その他ということになってございますので、そういった内容に適合するような計画なり内容であれば住民協定をしていただけるということでございます。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） もう少しわかりやすく説明していただけるとありがたかったんですけども、この景観づくり住民協定と景観づくり団体、この2つが町の条例では先ほどの補助金のメニューを活用できる団体、もしくは者という形でうたわれております。この住民協定の認定、これ全部で6項目ございます。今、課長が説明していただいたその建築物だとか工作物の位置、規模、意匠、色彩、材料、こういったものに関する事項や広告物の規模、意匠、色彩、材料、要は見てとれる部分のものについて景観づくりに必要な事項ということで、道路の部分や敷地の部分についても緑化に関する事項なども載っております。

そのほかには、まず住民協定の名称、住民協定の区域、こちらがちょっと大事になってくるんですけども、締結した組織に関する事項だとか内容の運用というようなことが載っております。こちらが全部そろると住民協定が認定されるというような形になっております。

もう一つの景観づくり団体、これについての説明をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 景観づくり団体につきましては、景観づくりの住民協定に向けた調査ですとか会議、それから先進地視察などを行うために団体をつくっていただくということで、住民協定を結ぶ前段の組織というふうに考えていただければというふうに思います。それで、景観協定を結んでいただいて、その後の活動としてその景観づくり団体が活動を行っていくというような形になろうかと思っております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） 今2つご説明いただきました。

良好な景観形成していくための手段として、今回補助要綱に補助メニューを追加して景観の保全活用を推進していくわけですが、補助を受けるには今説明いただいた景観づくり住民協定の認定を受けた者、またその団体、景観づくり団体の認定を受けた団体のこの2つと、県と景観協定を締結する場合とあわせて3つございます。

景観協定は県との締結ですので、町の定める条例で認定、締結できる2つについてお聞きしていきたいと思いますが、1つの行政区が景観づくり住民協定を締結した場合は、その区域内の組がございしますが、組も全て対象地域となって補助対象となれるのか、お聞かせください。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 先ほど議員がおっしゃられた住民協定の認定の要件の中に、住民協定の区域を示していただくことがございますので、区ということで区全体をくくっていただければ、その中に入る組も該当というふうに考えております。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） では、その行政区が協定を締結していても、その協定区域に入っていない組だとかがあった場合は、補助を受けるにはその組単位とか、または規模、規定の規模以上での住民協定が必要というふうになるということでしょうか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 区という形であっても、先ほど申しましたその区域の中に入っていない組があれば、それは補助の対象にならないというふうに考えますけれども、できるだけ区ということであれば、区を全体でくくっていただければありがたいです。

また、区の中で組によって生活形態というんですか、商業的な地域と住宅的な地域、また農村的な地域というのが混在していれば、それぞれ事業の内容も変わってくると思いますので、景観事業の計画の中でそれぞれの区域に合ったような計画を立てていただいて、それに基づき事業を実施するというような形にさせていただければというふうに思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） それでは、ちょっと一つ、冒頭でも議会報告会の話をしました。ごみの集積所について、バス停前にあり、屋根もなく景観が悪いと。屋根つきの町内で統一した施設としての補助を考えてはどうかという意見がございました。ここでは一つの行政区として統一したごみ集積所を設置するとした場合を想定してお聞きいたしますが、行政区が住民協定を締結した場合に、景観づくり事業補助金要綱に該当できる項目というのはございますでしょうか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 個別のものの補助対象については、また具体的な事例が出てきたときにそれぞれ検討というか内容を見ていきたいとは思いますが、景観協定を結んでいただいた地域で統一したごみの集積所を景観に支障にならないような形で、例えば木材等であるということであれば、協定地区が取り組む事業の一般事業に該当するのではないかとというふうに考えております。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） この補助要綱の中に協定区域が取り組む事業というのがございます。その中の一般事業、この中で、地区で統一して設置する工作物の整備がございます。備考として、整備する工作物やベンチなどの記載がございます。この項目に該当するのではないかと考えますがいかがですか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） お答えいたします。

今おっしゃられた項目が該当と思いますけれども、やはりいろいろな内容が考えられますので、また主管課としましても内規的なものを整備していきたいというふうに考えております。その時々でこれはいいよ、これはだめだよみたいなちぐはぐな形になってもいけないと思っておりますので、そんなことを今後整備していきたいと思っております。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） それでは、その行政区が広範囲の地区では、その各組単位でも住民協定も必要というふうに思っております。景観条例施行規則、もちろん今回策定しました景観づくり事業補助金の要綱についての説明を、今後主管課ではどのような予定で行っていくつもりですか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） お答えいたします。

一般的には広報、それからホームページ、また年度が変わりますので区長会などでまた説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、それだけではなかなか足りないのかなというふうにも考えますが、先ほど一番最初の答弁のほうで、お声をかけていただきたいというふうにお答えしたんですけれども、これは景観計画の策定するときにも町内4地区で説明会を行ったわけですが、出席者がごくわずか、またはゼロというような内容だったというふうに聞いております。その後の議会だと思っておりますけれども、議会で違うやり方も検討したほうがいいのではないかという意見をいただいたと聞いておりますので、声をかけていただいたところへこちらから出向くような形にしたいというふうに考えてはおりますけれども、よい案がありましたらまたお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） 景観の保全に積極的な地域が出てくるのを待っているのではなくて、山ノ内らしい景観を次世代に受け継ぐために、行政の必要な措置として住民説明会等をしっかり行っていただきたいと思っております。

良好な景観を地域住民と行政で形成していきたいと思っておりますが、協定への取り組み方、補助の内容や活用の方法、行為の規制などについて、説明会を各区・組などの地域等に対しまして実施していただきたいと思っておりますが、再度町長のご答弁をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 先ほども申し上げましたように、せっかくつくった条例でございますので、これを大いに生かして、山ノ内町らしいそういうような景観にしていきたいなと思っております。ぜひ町のほうでもいろいろな形の中で住民協定を結んでいただき、その地域、本当はピンポイントではなくして地域全体がまとまってそういうことをやっていただくように、ぜひお願いしたいなと。

一つの例でございますけれども、例えば渋温泉では、大正ロマンのまちづくりになるように、

住宅改修をする場合には全てそういう形で改修するというふうにされておりますし、またそのとおりに進めさせていただいております。また、自動販売機についても全部木で覆いかぶせる、そして側面が見えないように町並みの景観を配慮する、そしてごみの集積所も町並みに合うような屋根つきのそういう形をさせていただくと。これは私どもも行政も一部かかわりながら、一緒にその当時も私もやらせていただいたわけでございますけれども、ぜひ各地区がそういうことになって町全体がそういうことになっていくこと。

それからあと、田園、それからあわせて国立公園とか山岳観光地ということもございまして、そういったところについても、看板は案内標識とかそういったことも配慮した整備をしたりしていきたいなと思っておりますし、できれば廃屋の撤去等についても関係する皆さんと十分協議をしながら、よりよい町の景観に配慮して対応していきたいと思っておりますので、ぜひいろいろな立場の中で、私どももPRしていきますのでご協力いただければありがたいと思います

以上です。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） それでは、文化財保護についてお聞きしたいと思います。

文化財保護審議会が山ノ内町には設置されておりますが、構成と任務をご説明ください。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 構成は文化財保護審議会の委員に有識者を選定して構成しております。

そして、その保護の認定につきましては所有者が文化財保護の認定を申請し、それを文化財保護審議会のほうでそれについて教育委員会のほうから諮問して認定されるという手続になっております。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） それでは、その文化財保護審議会の開催頻度と今年度協議した内容もご説明ください。

議長（児玉信治君） 教育次長。

教育次長（大井良元君） それでは、お答えします。

今年度、文化財保護審議会は平成25年10月1日に1回実施しております。内容的には、刀剣の扱いについての検討、その他、未登録物件等の管理等について協議をしております。

以上です。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） 審議会では文化財パトロール、こちらを毎年実施しております。昨年のパトロールの箇所はどこになりますか。

議長（児玉信治君） 教育次長。

教育次長（大井良元君） 昨年につきましては7月31日に実施しております、峠の観音について現地視察を行っております。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） 過去3年の主要施策の報告書、こちらを調べましたら、基本的には国・県の指定された文化財のみのパトロールというような報告になっておりました。それで町の指定した文化財についてのパトロールの実施というのは行っておりますでしょうか。

議長（児玉信治君） 教育次長。

教育次長（大井良元君） 私になってこの2年間なんですけれども、その間に町宝についてのパトロールは実施していないというふうに思っております。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） それでは、その町指定の文化財、こちらの種別と数、こちらはどのようになっていますか。

議長（児玉信治君） 教育次長。

教育次長（大井良元君） 町指定につきましては、今年度4月1日現在ですけれども59件ございます。有形文化財として建造物が1件、同じく有形文化財で美術が12件、史跡19件、有形民俗文化財6件、無形民俗文化財3件、天然記念物15件、名勝3件の以上の59件であります。

以上です。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） それでは、あわせて国・県の指定をいただいている種別と数もお聞かせください。

議長（児玉信治君） 教育次長。

教育次長（大井良元君） それでは、国についてですけれども、国指定が14件ございます。重要文化財1件、史跡1件、天然記念物4件、特別天然記念物1件、登録有形文化財7件の計14件でございます。県指定につきましては8件ございます。県宝が1件、天然記念物6件、無形民俗文化財1件の以上8件でございます。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） 今回の質問に当たって町のホームページを見させてもらいました。今言われた数とは若干違っておられますので、また整理のほうをお願いしておきたいと思っております。

当町には指定を受けた文化財が約80件近くあります。これはとても1日ではパトロールするには無理な話ですが、回数を分けて実施すれば当然可能かと思われまます。冒頭にもお話ししましたが、文化財や歴史的建造物の看板が老朽化しており、真剣に保存を心がけているのか疑問を感じる。教育委員会、教育長は何をやっているのかという意見が議会報告会でございました。こういった意見が出ないように、町指定の文化財を含め計画的にパトロールを行っていただき、修繕箇所の把握と修繕計画を立てて文化財の保全に努めるべきと考えますが、いかがですか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 議会報告会でそのようなご意見が出たということ、厳粛に受けとめていきたいと思っておりますが、町の教育委員会の担当のほうでさまざまな災害ですとかそういうとき

には行って、現地を視察してその状況を調査し、適切に保護に当たっているというふうと考えております。また、住民の皆さん、あるいは所有者の皆さんからここがこういうふうな、例えば看板で薄れていますよというようなこと、情報をいただければ、またその都度行って改修していると、今年度もそういうことで何点か改修させていただいたというふうに理解しています。

以上です。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） 計画性を持った形でしっかり保護の実施をしていただきたいと思います。

それでは、その文化財保護について、こちらは総合計画に「文化遺産は、先人から受け継いだ地域の財産として誇り、次の世代へつなぐため、保存継承を積極的に取り組むことが求められていることから、これら文化遺産保護のための体制づくりや施設整備を推進します」と明記しております。

12月議会でも質問いたしました。世界平和観音は初代の護国観音が第2次世界大戦の末期に金属回収の厄難に遭いまして一度は消失しましたが、再度、人類共通の世界平和への祈願を込めて昭和39年に開眼となりました。観光立町の資源としての位置づけも大きく、シンボルとしての意味合いも持ち合わせております。十分文化遺産としての価値はあると思っております。世界平和観音は歴史こそ浅いわけですが、昭和の大合併の後、山ノ内町となってから一大事業として再建され、ことし50周年という節目を迎える今が町宝として指定するタイミングだと思っております。教育委員会で町指定の有形文化財、いわゆる町宝としての準備をしていただき、教育委員会から文化財保護審議会への諮問をご検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 世界平和観音、ちょうど50年という節目の年、それは私どももしっかり受けとめさせていただいております。また、原爆の灯ですとかさまざまなおそこには大事なものがあつたということも十分理解、承知しているところでございます。あそこの今公社のほうで大悲殿のほうに貸し出しているというような形になっております。また、そういうところも含めまして、この世界平和観音の町宝指定については、高田議員のお考えもお聞きしながら、また検討していきたいというふうに思っております。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君。

7番（高田佳久君） それでは、最後に町長にお聞きしたいと思いますが、ユネスコエコパーク、こちらのパーク内にもある世界平和観音、平和行政への取り組みにも対応できます。ユネスコスクールでの平和教育の一環にも対応しております。当町の平和を象徴するシンボルとして、また観光立町の資源としても、世界平和観音の町宝指定について町長のお考えをお聞きして質問を終わります。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） あの地域一帯は町の所有物というふうになっておりまして、平和の丘公園

というふうに定めてやっておりますけれども、やはり憲法の定めがございますので、公社を経由し宗教法人大悲殿にお願いして、日ごろは適正な管理運営を行っていただいているという、そういったことで、ことし50周年ということでございますので、スノーモンキーも開苑50周年、両方とも平地観光の目玉でございますので、私ども町としては新年度予算の中でその宣伝費を含めて計上しながら、新幹線、あるいは善光寺御開帳、いろいろなこともございますので、大いにPRし、住民の皆さん、観光客の皆さんにもさらにさらさらにご認知いただけるように町としても対応していきたいと。

そういう中で、先ほどの件につきましては教育委員会、あるいは文化財審議会、あるいは宗教法人大悲殿、いろいろな皆さんのご意見を十分拝聴した中で慎重に対応していきたいと思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 7番 高田佳久君の質問を終わります。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君の質問を認めます。

1番 小根澤弘君登壇。

（1番 小根澤 弘君登壇）

1番（小根澤 弘君） 1番 緑水会、小根澤弘。

日本の選手たちのきずなが生んだドラマ、見る人の胸を熱くした第22回冬季五輪ソチ大会が2月24日未明に幕を閉じました。そして、あす3月7日からは冬季パラリンピック大会が同じソチで開催されることになっております。

今回のオリンピックでは、冬季五輪長野大会開催時の子供たちが当時の感動を胸に秘め、ひとつの希望を持って苦しい練習を乗り越え参加した選手、また、ぜんそく患者の5,000人に1人の確率で発症する難病を抱えて参加した選手が好成績を出し、インタビューされている映像が映されたときには胸を熱くさせられました。今回の大会を見て、日本の子供たちも夢や希望を持ってさらに前進することを祈るばかりです。

2月14日の朝から降った大雪の影響で、長野県内では鉄道の運休、高速道路の通行どめ、農業施設にも大きな被害が発生しました。また、町内の観光面でもホテル、旅館で多くのキャンセルが発生し、また、農業関係においてはビニールハウスの倒壊や、リンゴ、桃の枝折れの被害がありました。今回改めて自然災害の恐ろしさを知り、今後の予防と不断の準備が必要かを身にしみて感じたところです。

今回の雪害により被害を受けられたホテル、旅館、農業関係の皆様には改めましてお見舞いを申し上げますとともに、今後は被害に遭われた皆様に町の早急な対応をしていただくことを切に希望します。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

1、観光産業について。

- (1) インバウンド関係へのさらなる強化策は。
- (2) 山ノ内町観光連盟事務所が役場庁舎内へ移転した場合のメリットは。

2、町税について。

- (1) 町税の収納率はどうなのか。

3、ふるさと納税について。

- (1) 町としての考えは。

4、小学校統合について。

- (1) 住民アンケートを500人としたのは。
- (2) 3校体制はいつからか。
- (3) 今後の目指す教育の柱は何か。

以上、再質問は質問席で行います。

議長（児玉信治君） 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 小根澤弘議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の観光産業について2点のご質問のうち、(1) インバウンド関係のご質問ですが、田中篤議員にお答えしたとおりですが、JNTO（政府観光局）や県観光連盟などと協力し、さらに強化すべきと考えております。私もことしに入って2回JNTOに伺っております。松山理事長さん、それから事業推進部長さんらとスノーモンキー、志賀高原ユネスコエコパークの活用とPRについて、JNTOのそれぞれのところでPRしていただけるようにお話をしてまいったところがございますし、また、海外でのプロモーションについてもそれぞれ進めさせていただいておりますし、過日はタイからの旅行者をお招きし、一緒に懇談しながら、タイとの交流をさらに深めていくということで確認しているところでございます。

(2) の山ノ内町観光連盟事務所の役場庁舎内へ移転については、長年観光連盟内で検討した結果として、近年の観光に対する観光客のニーズの変化が出ておりますので、今まで以上に行政と観光連盟の協力が重要となってきました。観光連盟が役場に入ることによって事務や事業の効率化が図られ、観光事業、イベントの推進においての一体化、イベントにおける協力、それから宣伝活動、仕事の濃淡に対する協力対応とともに加速されるメリットがあるものと考えております。

もともとは観光連盟そのものが観光課の中にあり、当時は観光課長が専務理事、私も観光課長のとき専務理事を務めておりましたけれども、そういった形で一体でやっていたわけでございますけれども、観光協会をそういう形でやっておりましたけれども、観光連盟に新たにリニューアルすることによって今の場所に移り、そして体制もそういうような形で役場の職員を派遣するというので今日までしておりましたけれども、皆様のご検討の結果こちらのほうへ、また改めて役場のほうへ来たいということでございますので、その対応するように施設の改修

も含めて今現在準備中でございます。

細部につきましては観光商工課長から申し上げます。

2点目の町税につきましてはのご質問ですが、税務課長からご答弁申し上げます。

3点目のふるさと納税については総務課長からご答弁申し上げます。

4点目の小学校の統廃合については、昨日来いろいろお答えしてきてございますけれども、3点のご質問につきましては教育長から答弁させていただきます。

以上です。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） お答えいたします。

1番の観光産業についての（2）山ノ内町観光連盟事務所が役場庁舎内へ移転した場合のメリットはとのご質問ですが、年々複雑化してまいります観光事業に対しまして、官民が一体となって推進していく上で、効率的な体制づくりが必要となっております。具体的には誘客イベント、広域観光推進等の事務は行政も観光連盟も同時に行っておるわけですが、その意思統一や重複事業の整理ができること、また観光連盟へ委託している事業、あるいは補助事業の進捗、適正な執行の管理がしやすくなりまして、経費の節減、事務の効率化が図られるものと考えます。また、双方の照会、回答にも時間がかかっていましたが、大幅に連絡調整を図ることによって改善するものと期待しております。

以上です。

議長（児玉信治君） 税務課長。

税務課長（成澤 満君） お答えいたします。

2番、町税について。

（1）町税の収納率はどうなのかのご質問についてお答えいたします。

収納率は調定額に対する収入額の割合として計算いたしますが、町税全体では、2月28日現在で現年度分が82.4%、滞納繰越分が8.2%、全体では62.2%とほぼ例年並みの収納率でございます。

主な税目といたしましては、個人と法人を合わせました住民税が現年度分で88.6%、滞納繰越分で22.2%、合計では83.9%です。また町税の6割以上を占める固定資産税では、現年度分で77.7%、滞納繰越分で7.4%、全体では53.8%といった状況です。また、特別会計の国民健康保険税については、現年度分が84%、滞納繰越分が21.1%、全体では75.6%で、こちらも例年並みとなっております。

出納閉鎖までに現年度分90%以上の収納率ということになるように努力してまいります。

以上です。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） それでは、3番のふるさと納税について、町としての考えはとのご質問でございますが、ふるさと納税は地方で生まれ育ち、都会で暮らして都会で納税している人

たちがふるさとに少しでも恩返しできないかということから平成20年に創設されたということで、当町も「“オラ”のふるさと応援貨」ということで、本年の今の3月時点でございますけれども累計でございますが、56件で310万円の寄附をいただいております。全国的にはお礼として特産品などを送る自治体が多くなっておりまして、特産品PRという一面もありますので、当町も来年度から農産物や公社のギフトセットなどを中心に、本来の趣旨を踏まえて適度な範囲で特産物の贈呈などを考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） それでは、小学校統合について3点ご質問いただきました。お答え申し上げます。

(1)の住民アンケートの500人としたその理由でございますが、町民総数が1万3,600人とした場合に、信頼率95%ということで、統計上必要なサンプル数を算出いたしました。その結果、374人と計算されましたので、回収率を80%と見込みまして、500人を抽出することによって必要なサンプル数を確保できるという見込みで実施したものでございます。

次に、(2)3校体制はいつからかというご質問でございますが、この段階的な統合、いずれは1校統合という教育委員会の方向性はきのうもお話ししたとおりでございますが、この3校体制とかそういう具体的な面については、今後の審議会での検討内容に含まれているものというふうに考えております。

(3)の今後の目指す教育の柱についてでございますが、昨日布施谷議員の質問にお答えした内容にも含まれていると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、では順番どおりやらさせていただきます。

初めに、観光商工課の皆さんのお力添えによりまして、多くの案内板や看板を設置していただきまして、インバウンドのお客様には大変感謝されていると思われまます。これからもぜひ山ノ内町を訪れるインバウンド関係のお客様目線に立って、喜ばれる案内板や町内マップの作成にご尽力いただくことを強く希望するものであります。

ことしに入りまして、山ノ内町に2人の講師が見えられまして、観光について講演をしていただきました。1月10日には山ノ内町商工会主催の新春講演会に国際交流協会の牛山貴さんが「『雪・温泉・食』町の日常を全国へそして世界へ（新幹線・オリンピックはさらなる発展への通過点）」ということで講演をされ、また、1月30日には元観光庁長官の溝畑宏さんが「山ノ内町から世界へ」という演題で、主に観光戦略をテーマに講演を行ったのですが、自分は当日議会の研修会で聞くことができなかったのですが、資料や新聞等の記事で講演された内容はよくわかったようなわけなんです、国際交流協会の牛山さんは、今後の観光政策に重要なツ

ールとして、外国人旅行者の視点に立った対応や案内表記、食事面に入浴方法までわかりやすい英語表記によって外国人旅行者の満足度は向上すると。さらに、今後は口コミサイトの活用が今後の鍵を握るとおっしゃっておられました。また、元観光庁長官の溝畑宏さんは、温泉に入るスノーモンキーは世界でここでもしかなく、この地域はメディアへ露出も多いと。スノーモンキーは国際観光地と大きなアドバンテージとして取り上げた。

また、2人が共通して言われたことは、外国人旅行者を増加させるために、国際観光地としてぜひ無料インターネットの接続、Wi-Fiの環境の拡大とATMの設置、通訳等の環境の整備が急務と話しておられましたので、私もそう思うんですが、ぜひ山ノ内町に多くお客さんが来てもらうために、とりあえず質問ですが、山ノ内町を訪れる外国人のお客様の目的は何だと思われませんか。また宿泊日数は平均で何日間ですか。観光課長にお聞きしますが。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） お答えいたします。

参考なんですけど、毎年外国人の宿泊者数統計というものをとっておりまして、そのときにあわせましてアンケート調査も実施しております。そんな中で、町内に訪れる目的ということで聞いておりまして、一番多いのがやはりスキーですね。オーストラリアからの関係の人がスキーが多い。2番目が今度スノーモンキー、それと3番目が温泉というこんなような順になっておりました。

あと、宿泊日数の関係は、特に統計ではそのアンケートでもとってはいないんですけども、2013年にJTBが行った調査によりますと、日本の滞在日数というのは平均で13.6日と。約2週間なんですけれども、ただ国によっては、ここにちょうどあるんですが、台湾については7.8日だとか、香港だと6.2日とか、国によってその滞在日数に大分幅があります。

そんな中で、今度は山ノ内町はどうなんだろうということになりますと、山ノ内も過去において平成22年に外国人の受け入れ満足度調査というのを実施しましたが、その中では約3割の人が日帰り、通過観光となっている実態が見えてまいりまして、どうも山ノ内の場合にはスノーモンキーの日帰りツアーのようなものとか、仮に泊まったとしても日数は1日から3日間ぐらいの間。スキーの場合は、ちょっとこの志賀高原という場所を承知をしてわかっている人は相当長く泊まっていると思いますけれども、そんなようなちょっと滞在期間は短いのかなというふうに感じております。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） ありがとうございます。

今観光課長に次の質問をしようと思ったらそれも答えていただきまして、宿泊日数は少ない、1日から2日と、こういうことで非常に少ないと私も感じるわけなんですけど、そこで滞在日数をふやすには、外国人旅行者の方に満足のできる、喜んでもらえる旅行メニューが必要ではないかと私は思うんです。

そこで、実は先日2月7日の北信ローカル紙に、ことしの1月に地獄谷入り口に開いた猿座カフェの社長さんがこうおっしゃっているんですよね、笠原代表が。長野は魅力のある場所なのにまだまだ外国人観光客は少ないと。現在はスノーモンキーだけを見て長野を後にする外国人がとても多いんだと。今後はスノーモンキーを目的に来てもらったお客さんの長野での滞在時間をどれだけふやせるのが課題だと。これはやはり当町にも言われることだと思うんですよね。

ちなみに、今、課長のおっしゃったのは平成22年、私の調べた平成24年度の利用外国人旅行調査報告書によりますと、これは日本政府観光局が発行しているものですが、訪日旅行者の滞在日数が一番多いのが8日から14日だというんですよね。2番目が15日から21日で、3番目がやはり1日から7日の1週間ぐらいなんです。全体の平均では17日間だということなんですよね。

当町、山ノ内町のインバウンドの目標値が5万人だと。それを早期に達成させるためにも、やはり溝畑さんの資料にもありましたように、訪日の上で外国人旅行者が感じる不便、不満、この中で一番多かったのは案内板なんです。それは先ほど私も申し上げたように、観光課の皆さんのご尽力によりまして多くつくってもらって、まだまだ不足する部分はあるとは思いますが、案内所が2番目の不満なんです。不便と不満に感じた部分なので、ぜひ山ノ内町に外国人専用の案内所を設置してもらいたいと思いますが、町長いかがでしょうか、そこら辺は。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 湯田中駅の構内に案内所がございまして、ボランティア通訳の皆さんがそこで外国人をその都度、電車の発着時間を見計らって来て対応していただいていると。あと、軽微なものについてはいる方が大体お話ししてやりとりしていただけるということでございますので、それをまた今観光連盟のほうのご要望の中では、案内所業務について町のほうでもう少し充実した対応をしていただけないかという観光連盟からの要望もございますので、十分これからも観光連盟と相談しながら対応してまいりたいなと思っております。かつては道の駅でもやっておりましたけれども、なかなかあちらもこちらということもなかなかないというのが今の状況でございますので、そこら辺十分連盟さんと協議して対応します。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） 今、町長、湯田中の案内所のことをお話しされたんですが、実は私は、その湯田中の案内所は正直言って外国人が多く来たときには対応し切れないんです。1人のボランティアの方では。町内の旅館の皆さんにお聞きしたら、先日の15日の大雪のときには大変であったと。ボランティアの一人で活躍なさって、そこへまた連盟の方が応援に来てようやく外国人の方がはけたということをおっしゃられていましたので、私のお聞きしているのは、要するに、例えば湯田中で一つあったら上林とか、例えばもっと観光地とスノーモンキーのお客さんが大勢来るとするならば、その入り口の辺に、やはり町の観光名所のところにその案内所を設置していただきたいと思うんです。できれば英語ができ、また町の観光名所の説

明ができるような人を採用していただければと思うのですが、いかがでしょうか。課長、もしよかったらお答え願いたいんですが。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） お答えいたします。

今、町長からも申し上げましたが、専門の案内所を新たに設置するということになる、非常に経費的な面も大変かかろうかと思えます。ただ、今湯田中駅の案内所の体制が十分かといえそうではなくて、充実はまだされていないというのがありますので、現状をまず充実するという、それとあと外国語ボランティアの数をふやすということが必要かと思えます。

仮に、将来的にはそういう外国人の宿泊客を5万人ということで掲げてあるわけですから、それに対応するには、やはり受け入れ態勢を充実していくということは当然のことです。また、観光連盟から、今度インバウンドの関係は町のほうでというような要望も出ておられます、またそんな中で、観光連盟の中で誘致委員会の中で新たな組織が必要だということも出ておられますので、そういう組織の方とも相談をする中で、仮にその季節的にスノーモンキーの特別集中する時期には仮設というような形で、そういうところへ案内所を設けることも考えられるかもしれませんが、そういうものもひっくるめて、新たな組織の中で十分検討して、効率的な受け入れ態勢を考えていきたいと、こう思います。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） なぜこんなことを言うかという、実は、これは日本政策投資銀行が平成24年にアジア地域の方だけを専門に調査したんですが、この中で、当町、山ノ内町に来るのは、先ほど課長おっしゃったようにオーストラリア人が多いんですが、アジア圏の方も多と思うんですね。その旅行形態といたら、やはりアジアの方はガイド付きのパックで中で自由行動がある日を選ぶのが一番多いわけなんです。そういうところを見れば、やはりアジアの方がこちらへ来たときに、例えば自由行動のできる日があるとするならば、やはりスノーモンキーを見て、その後山ノ内町を散策できるといって、できれば一日でも多くの滞在を山ノ内町にしたい。そのためには、やはり案内所が湯田中だけではなくて、多くあってほしいということなんです。ぜひ前向きに検討していただきまして、当町の5万人の目標を達成すると同時に、また案内所があって日本人の観光客の皆さんも聞いてまずいということはないので、ぜひ設置していただくように努力していただきたいと思えます。

また、今回のこの間の2人の講演会の中で、やはり外国人観光客を増加させるために、また国際観光地としてやっていくには、やはり無料インターネットの接続のWi-Fiの設置が非常に重要だと。ということになれば、当町でもやはりスノーモンキーの施設の場所もあろうし、また今ちょっと入り込み不足しているロマン美術館の近所でもいいですから、ぜひ無料のインターネット接続できるWi-Fiの設置を考えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） お答えいたします。

今現在は湯田中駅の案内所で使えるようになっていまして、最近は道の駅の入り口の自動販売機のところがたしか使えるようになったということで、あと各ホテル、旅館さんでもほとんどそういう状況にはなってきておりますが、今後観光客の皆さんのそういう外国人の皆さんのニーズに対応するためには、いろいろなところいっぱいあるのが一番効率的だし、またお客さんにも喜ばれる内容かと思っておりますので、そういうものもできるだけWi-Fiの使える環境はまた充実すべきものと考えております。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） ぜひ前向きに考えてお願いします。

実は、この間講師の牛山さんがやはり講演の中で、今後は口コミサイトが重要なんだと。要するに、外国人は来たのをすぐその場で今の写真撮ってすぐ送ってやはりそういうものを宣伝するということで、やはりこのWi-Fiが必要になると思うので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、観光連盟の事務所の件についてお尋ねしたいんですが、2点町長にお尋ねしますが、先ほど町長のお答えの中で、役場の中に観光連盟事務所が来るということは、これは決定ということよろしいんですね。それともう1点ですが、山ノ内町観光連盟から5項目のお願いしたいという件が出ていたんですが、これはもう全て回答してあるのでしょうか。町長にお尋ねしますが。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 先ほど申し上げましたように、事務所については昨年12月にご要望していただいたときに、基本的にそれでいいよというふうにお話しし、そして今現在、もともと数年前に徳竹議員からも何度か質問いただいたときにお答えしてございますけれども、観光連盟の中でお決めいただいたものについては町のほうで尊重しますと。そういったことで、その当時は話として出ていたのは、商工会の中に観光部会を設ける案と、もう一つはやはり観光課の中に観光連盟が来るかつてのような状況、そういったことと2通りを検討しているということで、小根澤議員がそういうことを私のほうへお伝えしていただいたので、どちらになっても町のほうでは協力するような体制をとっていきますということでお答えしてございました、当時。

そんなことの中で、シルバー人材センターの事務所があったんですけども、それを今のつつみ住民センター、当時は旧つつみ保育園でしたけれども、そちらのほうへ移動していただいて、直ちにもう来ていただけるような体制をとったんですけども、なかなか結論が出なくて、ようやく昨年12月に生まれたので見積もりとったところ、やはり電気だとか暖房だとか、それから電話の配線だとか、別室にしようかと思ったんですけども、やはりワンフロアのほうが一体感が出るだろうと思っておりますので、ワンフロアにする予定でございますので、それで約100万円ほどその費用がかかりますので、そんな対応で進めていきたいというふうに思ってお

ります。

それから、それも含めて5つの要望事項があるわけでございますけれども、ガイドセンターの充実については、今現在連盟の職員、それからシルバー人材、それからボランティアの皆さん、そういった形で町のほうであの施設を地元杉材を使って町としてつくらせていただきましたので、そこを充実させてほしいということでございますので、また連盟がこちらのほうへ移ってから、多分ことしの5月ごろ総会だと思いますので、それ以降になると思いますけれども、それに対応していきたいというふうに思っております。

それから、あと職員の増員ということについてはまだ具体的に、今まで町の職員を1名派遣しておったんですけれども、連盟さんのほうのご都合で職員は要らないということでございましたけれども、また今そういうご要望が改めて来ておりますので、一体感を持ちながら対応していきたいというふうでございます。

それから、グリーンツーリズム、それからインバウンドにつきましては、今度は同じフロアになりますので、両方が協力してそれぞれ対応していくということで、それぞれ5項目については、その場で会長さんのほうへそういう方向でいきたいということで、そのときに申し上げてございます。また、それに基づいて観光課と総務課のほうで連絡をとりながらその対応をしていただくようにということで指示してございますので、今申し上げましたような状況で総会后、そういう方向に多分なるということで、その部分も含めて会長さんとは了解してございます。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） ありがとうございます。

それでは、回答はしてあると。5項目についても一応回答してあるということなんですが、ガイドセンターについては町として充実させていくんだと、今までより以上のものを持っていくということによろしいですね。

それで、実は私グリーンツーリズム協議会とインバウンド、これ今度はグリーンツーリズム協議会、これは仮称になっていましたんですが、新聞では。インバウンド協議会も昨年からこれ連盟に移った、町でやったのが連盟に移った、またここで今度は新たになるということで、このグリーンツーリズムとそのインバウンド協議会のことをもう少し詳しく説明していただきたいんですが。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） お答えいたします。

仮称というのはちょっと今確認、仮称というのはインバウンド協議会、新たなインバウンドに関係する団体をつくる場合に、それを仮称だということだと思います。グリーンツーリズムは仮称ではないと思います。それはそのまま継続だと思いますけれども。あと、それ以上詳しいといっても一応そんなような内容なので、今要望事項のことでいいんですね。この項目の(2)

の要望事項ということだと思いますが、その中で、グリーンツーリズムとインバウンドについては役場のほうで主導的に進めてもらいたいという要望が出てきていますので、それは基本的に了解はしているということでもあります。仮称については、インバウンドの団体は仮称ということで、グリーンツーリズムは今までどおりで仮称ではありませんのでそのままです。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） わかりました。

では、先ほどから申し上げているように、これからも国内旅行者や訪日観光旅行者をふやすためにもぜひ組織が必要でもあるので、できるだけ早い時期に設置をお願いしたいと思います。

それでは、次に町税について質問させていただきます。

住民協働によるまちづくりのためには、やはり健全な財政運営が不可欠であるということで、安定した税財源の確保が重要な要素だと思うんですが、先日私たちが開催した第7回議会報告会の中で、住民の方から町税の滞納額は幾らかと。固定資産税納入の分割回数をもっとふやせば払いやすいといった意見もありましたんですが、改めましてちょっと質問しますが、平成24年度、今年度のわかれば今年度の収納率と滞納額がどのぐらいか、わかったら教えていただきたいと思います。それと、固定資産税の納入の分割回数をふやすことはできるのかどうかということなんですが。

議長（児玉信治君） 税務課長。

税務課長（成澤 満君） お答えいたします。

平成24年度の収納率ということでございますが、重立ったもので申し上げますと、住民税、町民法人税になりますけれども、24年度の実績で収納率が98.02%、固定資産税につきましては90.48%、それから軽自動車税につきましては98.63%でございます。これは現年度分でございます。

それから、滞納繰越分につきましては、住民税が26.25%、固定資産税については8.52%、軽自動車税については32.28%ということでございます。

それから、滞納額の繰越額の関係でございますが、住民税の現年度分の25年度に繰り越した額といたしましては917万9,682円、固定資産税につきましては1億863万792円、軽自動車税については50万8,000円でございます。

過年度分につきましては、住民税につきましては2,712万655円、固定資産税については5億3,422万3,071円、軽自動車税につきましては86万8,519円でございます。

それから、固定資産税の納期について4回から10回等に変えてほしいというお話でございますが、何回かこの議会の中でもご質問いただいておりますが、基本4回でございます。ただ、その中では、折衝の中で分割をということでやっていることもございますので、一律にということ難しいと思いますが、個別にご相談いただければ親身に対応したいと思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） ありがとうございます。

それで、今お話しいただいた額というのは、それは平成24年度ですよ。わかりました。

実は、先日3月1日発行の週刊ダイヤモンドに記載されていたんですが、全国市町村税の市町村の税の徴収率、ワーストランキング150の中に当町、山ノ内町が第9位なんです。これちょっと聞いて自分でも驚いたんですが、これは2011年度、要するに災害の年の市町村税の実績調査で、これ総務省で発行している書類で出たことなんです、全国の第9位ということを知っていて、税務課長はどう思われますか。

議長（児玉信治君） 税務課長。

税務課長（成澤 満君） お答えいたします。

今お話しいただきました資料につきましては内部で見させていただいております。確かに9番目ということで大変不名誉だとは思いますが、ただ、そのメンバーを見ますと、やはり過疎の村、それから観光地が結構多いございます。例えば県内で言えば白馬、野沢温泉、木島平村、信濃町、立科町、王滝村ということで、大体共通するものはおわかりになるかと思えます。それから、日光市だとか東伊豆町、湯河原町、草津町、富士河口湖町、熱海市といったところ、名立たる観光地も入っております。大きな施設がありまして、その中でやはり固定資産税なり法人税等のものが占めるものが大きいものと推察しております。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） よくご存じでありまして、そういうことであれば、山ノ内町はやはり収納率のアップを目指していかなければならないと思っております。ぜひ税務課の皆さん、大変であると思いますが、頑張ってくださいと思います。

それで、実は第5次山ノ内町行政改革大綱実施計画の取り組みの内容で、新たな納税環境整備、新たな徴収体制構築の検討となっているんですが、これ具体的にはどんなことをやっているつもりなのか、教えていただきたいと思えます。

議長（児玉信治君） 税務課長。

税務課長（成澤 満君） お答えいたします。

望月貞明議員も同じご質問をいただいておりますが、考え方といたしまして、特に今納税の関係で指定金融機関ということでやっておりますが、町内の金融機関、それから県内の金融機関ということで、特に県外の納税者の方から納めたくても納められないと。郵便局しかないということで、郵便局の場合、都会へ行きますと銀行のほうが多くて、ちょっとぐあい悪いというお話聞いておりますので、その中で口座振替として大手都市銀行さん、それからいつでもできるということでクレジット収納を検討しております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1 番（小根澤 弘君） それは納税環境の整備ですよ、要するに。徴収体制の構築というのはどんなふうな考え方ですか。

議長（児玉信治君） 税務課長。

税務課長（成澤 満君） 一つはもう既に全県で行っておりますが、困難事例、それから大口案件について長野県一帯の整理機構のほうへお願いするという、移管するということと、あとは差し押さえたものについて公売等をしていくとか、そういったこと。それから換価方法を全国的な公売方法にするだとか、そういった細々とした施策の積み重ねで収納率の向上に当たっております。

議長（児玉信治君） 1 番 小根澤弘君。

1 番（小根澤 弘君） わかりました。税の公平を保つためにも、ぜひ今後とも収納率の向上を目指していただきたいと思います。

5 番目に、町長にお尋ねしたいんですが、実はことしの2月4日に信濃毎日新聞で、「村が破産申し立てを検討」という記事がありました。これ町長ご存じでしょうか。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） ちょっと気がつきませんでした。

議長（児玉信治君） 1 番 小根澤弘君。

1 番（小根澤 弘君） 実は、白馬村で村税の滞納をなさっている皆さんに破産宣告を出すんだと。それでそのことなんですが、もしわかったら、それで、実は質問の内容というのは、これは結果的には2月26日で村のほうでは見送るということになったんですが、もし当町にもそんなようなことが起きた場合に、当町も破産の申し立てなんていうことを検討する考えはあるのかどうかというのを一応お聞きしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 税務課長。

税務課長（成澤 満君） お答えいたします。

白馬村さんが計画されたのは、納税者ご本人にかわって村が整理というか倒産というか、そういったものをやるというお話だったと思います。それができるのは、まず優先順位の金融機関さんの方のご了解をいただかないとできない問題がございますので、当町で云々と言われてもまずは先方がございますので、そういった諸条件が整備されないと幾ら行政であってもやるわけにはいきませんので、そういった点からきっと白馬村さんのほうもまだ未実施ということだと思いますけれども。

以上です。

議長（児玉信治君） 1 番 小根澤弘君。

1 番（小根澤 弘君） では、無理ということになれば、当町はそれはできっこないという考え方でやらないということですよ。

議長（児玉信治君） 税務課長。

税務課長（成澤 満君） お答えいたします。

やらないということではなくて、諸条件が整備されれば、当然町がかわって公売をいたします。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） わかりました。

それでは、次にふるさと納税のことについてお尋ねしたいんですが、実はふるさと納税、総務課長がこの間の3月3日の定例会の初日にふるさと寄附金のPRについて、1人3,000円で50人分だと。それで、ふるさと納税の目標額が50万円とおっしゃったんですが、何かその金額で言えば、先ほど回答の中で310万円というのは、これはトータルですよ。それで、今年度の目標は50万円という考え方でよろしいんですか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） はい。目標は高いんですけれども、予算は低目にしております。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） 目標は、予算では50万円という、では目標はもっと高く持っているということですね。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 具体的な金額はちょっと申し上げられませんが、それ以上の金額を頑張りたいと思っております。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） ぜひ頑張って、町の財政にも寄与できればと思います。

それで、実は参考までにお聞きしたいんですけれども、当町の特典はどんなものを考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思っております。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） お答えいたします。

当町はやはり全国名高い農産物の生産地でございますので、そういった各季節ごとの農産物、それから先ほどもちょっと申し上げましたけれども、公社のギフトセットもございます。サバタケ、それからそば焼酎の関係もございまして、隠れそばの関係もございまして、そういったものを、本当のどのくらい皆さんにそういったものを贈呈をするかというところまでは、本当に細かいところまでまだ算出はしてございませんけれども、そういうものを組み合わせながら町のPR、あるいは農産物のPRも兼ねて実施できればなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） 細かいことで申しわけないんですけれども、その特典の割合というんですか、要するに、その納税してくれた方にお返しするその特典の割合を、もしできれば参考ま

でに教えていただきたいと思うんですが。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） お答えいたします。

予算の組み方としまして、3,000円の50件ということでそのPR代15万円、それで予算の収入の部分については1万円の50件で50万円と、これが予算の組み立ての内訳なんですけれども、大体担当のほうと話をいたしますと、ほかの市町村の関係をみますと大体3割ぐらい、多いところはもっと多くしているところもございますけれども、3割ぐらいということで、段階的に1万円とか3万円とか10万円とかいろいろあるんです。平均して1万円とすれば3,000円、3割ぐらい、2割から3割ぐらいはそういうもので贈呈品にしたらどうかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） 1割だとちょっと私、3割だとほかの市町村の例をみると、飯山市の例を見れば、飯山市では7割相当やっているんですよね。そして去年は予算の増額補正までしたということなんですけれども、そこまでは私ども望まないとしても、やはりこのふるさと納税をやることによって、これは先ほど課長もおっしゃいましたが宣伝ですから、町の宣伝にもなることですから、ぜひ宣伝費だと思ってやれば、もう少し何かいいものやっていただけなものだと思います。

それと、まことに恐縮ですが、私観光の部分が一つでも入っていないので、実は特産品の中に観光の宿泊券をやはり金額によっては出してみるとか、またサバタケなんですけれども、それ現物で食べさせるような方法も、やはりそういうのを宣伝の文句に入れてやれば、志賀高原にサバタケをとって食べるということも志賀高原ができないわけないですから、やればできることなんです。ぜひそんなようなものも入れていただきまして、多く集まる方法をぜひ考えていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

次に、小学校の件についてお尋ねします。

先ほど、教育長が選任した経緯をご説明なされたのですが、実はこの11月7日に開催された定例教育委員会の当初の中でこんな意見はなかったんですか。1,000人に最初はする予定でしたが、500人でも構わないじゃないのかと。なぜかという、精度が変わらないから500人にしたらどうだというような意見もあったと思うんですが、そこら辺はいかがですか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 当初、私素人考えで1,000人規模ということで考えて、そういう考えもございましたけれども、統計学上そこまで1,000人とらなくても500人とれば、80%、400人で十分その95%以上の信頼率が得られるということで、統計調査員さんをお願いするというふうにしたものでございます。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1 番（小根澤 弘君） 私は1万2,000人—3,000人クラスいる住民の中で、その中では当然子供の保護者もいるし、ですけれども、もう少し今の1,000人以上ぐらいはとっていただいて、やはりその住民の気持ちを聞いていただいて、それをこれからの審議会に活用していただければと思っていたのですが、統計学上と言われると私のほうも答えは出ないんですけれども、やはり住民感情というのは統計学では言いあらわせないものがあると思うんですよね。住民にはやはり住民の気持ちもあることが、ましてや小学校に関しては余計それは言えると思うんですがね。そういう点は考慮できなかったんでしょうか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 統計学上ということで考えました。そしてまたこの後、そういう住民の皆さんの後にありました文書の回答等も踏まえて審議会のほうで検討していただくということでございます。そんなふうにご了解いただければと思います。

議長（児玉信治君） 1 番 小根澤弘君。

1 番（小根澤 弘君） わかりました。

統計学上、統計学というのは私まさかそういう言葉が出てくるとは思っていなかったもので、質問事項に入っていないのでそれはわかりませんが、できることなら、私は人間的に見て1万人のうちあれば1,000人ぐらいはとっていたのが本音でございます。

次に、先ほど、きのう布施谷議員や高山議員がおっしゃったことで出ているんですけれども、あえてまた聞かせていただきたいのですが、2月4日に段階的に統合すると。3校についてはこれから審議会ですとやるということで、これはまだ変わらないということによろしいですね、考え方は。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 教育委員会の方向性として、一昨年度、平成28年度一括統合というような考えを出してご意見をお伺いしてきたところでございます。そして、教育懇談会、あるいは地区の懇談会、アンケート等を通して、その考え方を住民の皆さんのお考えをしっかりと受けとめさせていただいて、私のほうで段階的に統合し、そしていずれは1校統合というのを教育委員会の一つの考えとしてお示ししてよろしいでしょうかということを提案して、了解をさせていただいたところでございます。

したがって、今後その教育委員会の考えも踏まえてではなくて、きのうも申し上げましたが、踏まえてではなくて、含めて、審議会のほうで検討していただきたいと。審議会が認められればそういうふうにしていただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（児玉信治君） 1 番 小根澤弘君。

1 番（小根澤 弘君） それで、きのうちょっと私聞き漏らして申しわけなかったんですけれども、実は先ほど佐々木教育長が目指す教育の柱、要するにビジョンについて布施谷議員に答えたんだと。もしできればもう一度、私は目指す教育の柱とビジョンは何か違うような気がするんですけれども、そこら辺を含めて、教育長に具体的にちょっとお答え願いたいんですが。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） ビジョンというのはその先にあるものでございまして、また柱と申しますと、また私なりですよ、私なりに考えますと、これ教育長になりまして、山ノ内町の社会教育、学校教育、さまざまな教育がありますが、それを見てきました。私なりに、自分なりにやはり地域社会、家庭、学校教育がしっかりみんなその分担を、役割をしっかり果たしていくことが子供たち、そしてまた生涯教育にしっかりしたものができるとは思いません。

公民館のほうではそれぞれ自分たちの同好の志を集めたりしながら、非常に一生懸命活動されています。長寿大学では非常にたくさんの方が学ぶ意欲を持って来て受講されているということも公民館長時代に目の当たりにさせていただきまして、生涯にわたって学ぶ姿勢、これはすばらしいなというふうに思いました。

義務教育に関して言いますれば、私は知・徳・体、調和のとれた人格の形成ということで、山ノ内町の子供たちに、特に山ノ内らしさという言葉をきのう申し上げましたけれども、もちろん学力の向上、みずから考え、みずから判断し、みずから実行する、そういう基礎学力の向上はもちろんのこと、やはり昨日来いろいろお話が出ている国際理解、国際的な山ノ内町を展開するというので、子供たちにもやはり国際理解教育、そして環境、豊かな自然を大事にし、守り、そしてそれを発信していくような環境教育、それから体力の向上等を柱にしながらかつて人格の形成を目指していきたいなというふうに思って、アンケートのほうからも私個人の思いからも申し上げました。

それで、今後審議会のほうで、またそういう点も踏まえてどうあるべきかというようなことも審議をしていただいきたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） 今後ぜひ子供たちの将来のため、また子供たちや私たちの町がかかっております。町の将来のためにぜひ進めていっていただきたいことを願う次第でございまして。

これで私の質問を終わります。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

(休 憩)

(午前11時56分)

(再 開)

(午後 1時00分)

議長（児玉信治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君の質問を認めます。

8番 山本良一君、登壇。

(8番 山本良一君登壇)

8番（山本良一君） 午後が一番ということで目のほうをしっかりとあいていただいて、頭のほうはちょっとリラックスして私の質問を聞いていただければ結構です。

本日、美術館に関して質問するというので、今「おんせん展」が開催されております。行ってまいりましたが、非常に珍しくてなかなか感動的なイベントで、皆さんぜひごらんになればと思いますが、余り恐らく皆さん行っていらっしゃらないと想像するところではございます。

ちなみに、もう一つ、先ほどの答弁の中で、国際理解教育という言葉がありましたが、私もその一環として、議会事務局内にアメリカを代表する2人の二大巨匠の作品を展示してございますので、役場の職員の方もお時間許されたらちょっとのぞいてみられると、国際理解教育の一環になるようなアメリカの二大巨匠の絵が飾ってございますので、参考までにどうぞ。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

1、小学校教育に関して。

(1) アンケート結果をどう捉え、今後どのように対応されるか。

(2) ユネスコスクールへの対応状況とユネスコの理念を具現するための教育方針をどう考えているか。

2、ロマン美術館について。

(1) 美術館とは何か。

(2) 当初の美術館建設の目的は。

(3) 建設決定の動機と、それに至る経緯は。

(4) 建設決定から開館までの経緯を。

①建設資金。

②設計業者選定の経緯。

③立地場所選定。

④建設委員会の役割。

⑤開館後の運営方針。

などを含め伺う。

(5) 開館後、当初の運営委員会が解散に至る経緯。

(6) その後、町が主体となり現在に至るが、本日までの運営状況は。

(7) 今後の美術館運営の展望をどう考えているか。

(8) ロマン美術館の将来についての夢はお持ちか。

再質問は質問席にて行います。

議長（児玉信治君） 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 山本良一議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の小学校教育について2点、教育委員会においてアンケートや各学校長、PT

Aなどのご意見を参考に検討いただき、改めて今議会で条例提案をしているところでございます。

2つ目のロマン美術館につきましては、長野冬季オリンピック競技会場地として町民憲章に基づく薫り高い文化・芸術を来町者の皆さんにアピールする一つとして、和合会、志賀高原観光開発、現志賀高原リゾートからのご提言やご負担もいただき、当時世界的な建築家黒川紀章氏の設計による建設、そしてサントリー美術館のガラスの権威者、土屋さんの協力をいただいて運営をされていました。

2点とも教育長からご答弁申し上げます。

以上です。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） それでは、1点目、小学校教育についてお答え申し上げます。

(1)のアンケート結果をどう捉え、今後どのように対応されるかのご質問につきましては、保護者アンケート結果、町民アンケート結果、保護者懇談会や地区懇談会でのご意見も踏まえた上で、今後についてはさきに高山議員にお答えしたとおりに進めてまいりたいというふうに考えております。

(2)のユネスコスクールの対応状況とユネスコの理念を具現するための教育方針でございますが、これもさきに布施谷議員にお答えしたとおりであります。ユネスコの理念を具現するためのユネスコスクールの活動を通して、環境教育や地域産業を知る学習等推進しまして、国内及び世界各国のユネスコスクールとの交流を続け、お互いに交流理解を深めることが国際平和にも資するものと考えております。

2、ロマン美術館についてたくさんご質問をいただいております。

まず、(1)美術館とは何かであります。美術館とは博物館の一種で、美術作品を中心として文化遺産や現代の文化的所産を収集、保存、展示し、またそれらの文化に関する教育・普及・研究を行う施設というふうに定められているところでございます。

(2)の当初の美術館建設の目的はということでございますが、先ほど町長のほうからお答えしたとおりであります。オリンピック開催を機に、町民の国際的視野と豊かな想像力を養う、またこの地を訪れる人々に地域の特徴を広く主張し、山ノ内町独自の地域文化の発信施設として建設に至ったということでございます。

(3)の建設決定の動機と、それに至る経緯はでございます。建設に当たりましては、建設調査検討委員会で基本的性格、機能などを踏まえた施設の概要についての検討を行いました。その後、建設委員会で設計及び工事にかかわる検討、展示物等の検討を行ってきたところでございます。

次に、(4)の建設決定から開館までの経緯でございますが、①建設資金は町が起債にて対応いたしました。②設計業者の選定の経緯でございますが、建設委員会で業者を協議した上で、建物自体で客を呼べるということで、黒川紀章建築設計事務所を選定したということでござい

ます。③立地場所の選定につきましては、志賀山文庫、豪雪の館等の文化施設の集積した上林地区を選定したものでございます。④建設委員会の役割は、設計及び工事にかかわる検討、展示物等の検討を行ってまいりました。⑤開館後の運営方針は、志賀高原ロマン美術館運営協議会にて定めるというふうになっております。

次に、(5)の開館後、当初の運営委員会が解散に至る経緯ということですが、平成9年の開館当初から管理運営委員会がありましたが、平成12年4月からの施設の維持管理の町総合開発公社への委託に伴い、管理運営委員会は解散されております。

次に、(6)本日までの運営状況でございます。企画展を年4回程度実施運営しておりますが、入館状況につきましては主要施策の概要報告書のとおりでございます。

次に、(7)今後の美術館運営の展望をどう考えているかということでございます。特別展の回数や期間の検討、また町民の作品の展示、また町にゆかりのある文化人の常設コーナーということも視野に入れて検討したいというふうに考えています。

次に、(8)の夢のご質問でございますが、所期の目的は先ほどお答えしたとおりでございますが、さらに地域住民が集って美術館を活用し、また町外からの観光客の皆さんにも親しまれるような、そういう美術館となるのが今持っている夢でございます。また、ロマン美術館の展示を機に認められた若者の作家、そういう方もいらっしゃいます。そういう方々への支援的存在もロマン美術館の特徴として近年大切にしているところでございます。

以上でございます。

議長(児玉信治君) 8番 山本良一君。

8番(山本良一君) それでは、最初からまいります。アンケートに関しては、アンケートによって例えば審議会が開かれる、教育委員会としては結局教育委員会の方針を押しつけるためではないという、何度も言っているんですが、どうもこの人選とかいうふうに考えますと、私の邪推と言われればあれですが、どうも委員に選ばれた方というのは非常に固定観念の強い方が多くなる傾向にございますので、大体教育の本質だとかありようどうのというよりも、さっさと決めたがる傾向のある人がふえると私は予測しておりますが、議員の中からも選ばれる方がいらしたら、非常に冷静に判断してくれることを私はこの場をかりてお願いして終わりにさせていただきます。

ユネスコスクールに関してなんですが、ユネスコのマークというのはこの例の世界遺産であるパルテノン神殿がマークになっていますが、これはなぜだと思いますか。

議長(児玉信治君) 佐々木教育長。

教育長(佐々木正明君) このシンボルマークでございますが、議員さんもおっしゃられたように世界遺産に登録されているアクロポリス・パルテノン神殿をかたどったものでございますが、この女神が知の神であるということから、憲章の中で人類の知的、精神的連帯をうたうユネスコのマークの図案に採用されたということで理解をしております。

議長(児玉信治君) 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） そのとおりなんです。これ前文で一言言いますが、これ前回の議会でも私発言しましたが、ユネスコというのは設立の趣旨そのものが世界平和、戦争をしないためという、そのためには世界のお互いの国々が知的連帯を図る、お互いの文化を理解し合ってそれを発信することによって知的連帯を図ると。そういうことが前提になっていますもので、これはまた重ねてなんですが、我が町には観音様という非常に反戦を、世界平和をベースにすると、非常にいいテーマがある。東小の場合はその間近でもあるので、これをぜひ教育の中心に据えていただいて、山ノ内町の教育として戦争をしないんだと、そのために平和観音はこうこうだったという一つの歴史物語を世界に山ノ内町の歴史として発信していただく、これぜひ取り上げていただきたい。再度お願いしたいんですがいかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） これにつきましても、以前にも申し上げたと思いますが、この世界平和観音とともにあそこにある平和の灯、これも歴史的な貴重な財産だというふうに私も考えております。東小学校では、もう20年も前に当時の校長がそのことを全校朝会でお話をされ、そして学校でもそのことを大事に今もされているということでございます。また、この世界平和観音の灯ということからさまざまな活用もされておりますので、私としましてもこの世界平和観音、そしてその平和の灯ですか、そういうものは大事に伝えていかななくてはいけないことだと思っております、ユネスコスクール加盟が認められた折には、さらに今以上にまたそういうことも世界に発信できるような、そういう教育活動をしていただくように、また学校のほうにも要請していきたいと思っております。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） ぜひそれを進めていただきたい。

それでは、ロマン美術館のほうへ入らせていただきますが、おさらいというんですが、美術館というのは博物館法に入っている。動物園も博物館法に入っている。動物博物館。美術博物館が美術館の正式な名称。その第23条に、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる」とありますが、これはどういう意味ですかね。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 現在、ロマン美術館では、一般の大人の方は500円をいただいて入館をしていただいているところでございます。この美術館の運営について、入館料も含めまして運営に当たって協力していただいているということでございます。

以上です。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） イコム（ICOM）、これは国際博物館会議という形なんです、これが世界中の要するに博物館、美術館に関するひとつの定義をうたっておりますが、これがうたっているのは博物館というものは非営利で行うという、こういう定義になっているわけです。こ

れに関してはどう思いますか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 非営利で行う、今のロマン美術館もそのロマン美術館の入館料だけで決して運営はできていないという状況でございます。できれば全く無料で開放すると、そして教育ですとかそういうことに役立っていくというのが一番理想かと思いますが、現状ではロマン美術館は一応入館料をいただいているというところでございます。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） 比較的美術館に対して誤解があると思うんですが、美術館というものはアミューズメントパークでも何でもなし、観光施設でもない。これはやはり知的財産を過去のもの、それから現代、それから将来につなげるという形でのひとつの教育的な施設であるという、これは世界的に固まった一つの美術館のイメージです。そういった中で、もうからないとかもうかるというのはまず二の次にしなさいということをI COMははっきり明言しています。ですから、この美術館の将来をいろいろ検討するにおいては、もうけを度外視して、その存在の意味というものを考えた上でこれからいろいろ考えていただきたいと私は思います。

それで、この美術館の発端なんですが、一番最初、これ私の記憶の中でいくと、覚書が交わされて美術館建設に至ったという、そんな記憶があるんですがいかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 先日、議員さんのほうから資料を提供いただきまして、平成6年6月10日にそのような覚書が取り交わされているということでございます。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） それで、建設資金について町で負担しているという形になってはいますが、これお幾ら、どのようにお支払いになられていますか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 建設資金につきましては、今、次長のほうから聞いたんですが9億5,000万円と。そしてそれが起債で対応しているということでございます。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） その起債に関して、起債対象事業費のうち25%を負担するといったような何かお約束があったような気がしますが、いかがですか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 先ほどいただいた資料には、第4条にそのようなことが書いてあるということはわかりました。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） それから、協定書というのがまたその直後でございますが、その中で例えば赤字を受けた場合には、会社さんと財団のほうで赤字の半分を持つというような条項があったのも事実でしょうか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） この協定書につきましても議員さんのほうからお示しいただいたんですが、平成9年6月6日付で山ノ内町町長中山茂樹という名前、それから乙として和合会の理事長佐藤喜惣治様、丙として観光開発株式会社の山本昭夫様のお名前となっております。このところ今、第7条、第8条のところに運営経費の総額から観覧料収入額の総額を引いたものの部分については、町とそれから和合会と、それから観光開発株式会社が補填するという条文があるということでもあります。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） これ、すばらしく民間の力を十二分にいただいてこの公的美術館はできたというふうに読めてしまうんです。これ、なぜゆえにこれがなくなってしまったんですか、この協定は。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） その辺の経緯はよくわからないところでございますが、これについて第10条に、この協定の有効期間中であっても甲乙及び丙の協議の上、協定の内容を変更し、または解除することができるというふうになっておりまして、管理運営委員会、平成9年8月5日でロマン美術館が平成9年です。そして、平成12年3月31日には管理運営委員会が解散しているということに伴いましてこの協定がなくなったのではないかなというふうに思います。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） 償還金の25%を払っていただいたほうが町民のためにとっては非常に有利ですよ。これがなんで消えてしまったんですかね。いかなる理由で消えてしまったのですか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） それにつきましては、私ちょっとよくわからない部分がございます。以上です。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） 私は全然わからないんですが、その赤字の半分持つというそれも消えてしまったということですか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） そのように理解しております。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） 町は非常に太っ腹で、せっかく民間が払うよと言っていたものを要らないよと言ったように聞こえてしまうので、非常にもったいないやり方かなと私は思うんですが、その辺の事情についてまたよくお調べいただいて、これ非常に町民にとっては決して有利なことではなかったと思うんですね。もうちょっとやりようはあったのではないかと思います。

それから、あの美術館に関して皆さんご存じないこといろいろありますが、私の経験の中で

言わせていただきますが、あれがオープンするとき、オープンの日、若尾文子さんがご夫妻で黒川さんと一緒にオープニングの日に参加しました。ピンクの傘を差して。なかなかよかったですよ。それでそのときに、来賓の一番は当時の県議会議員さんがご挨拶なさっています。その挨拶は、いまだに私覚えておりますが、この美術館は建物はすばらしいと。ただ、中身は非常によろしくないのこれから充実なさいという、非常にまれに見るオープニングのご挨拶をなさったのを覚えているんですが、それに関して、それ以降、町というものは収蔵品の充実というものを検討されてこられましたか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 私が教育長になってからは、新たにお金を出して収蔵品を充実したということはございません。ただ、今まで作品展示、企画展でしていただいたそういう皆さんからご寄贈を受けた立派な作品等については、少しずついただきながら充実をしてきているというふうに思っております。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） 一番の発端、要するに、この美術館がまずどうしてこうという発端の中では、やはり児玉果亭の資料館が欲しいという非常に強い地域の声のひとつあった。そんな中で、これは友野町長さんの時代でしょうか、検討委員会を開催したと。そんな中で、果亭のほかに町民ギャラリーをつくってというような形の第1次案が恐らくできていると思います。しかしこれ、当時の町長さんにしても、これではちょっと成立しないというのは当然おわかりのことだと思います。そんな中で、躊躇されていた中で、たまたま財団と会社がぜひつくりたいという強い思いを町長さんに申し入れたはずなんです。そのときに山ノ内町側から言われたひとつの提案は、展示物に関して皆さん方が何とかしなさいという部分のひとつの要望があったんですね。それに対して財団と会社では、ローマングラス、アンティークキリム、スナッフボトル、江戸ガラス、錦絵、これを購入なさったと。購入なさってこれを寄託して、それをベースにこの美術館を開いています。ですから、あのガラス、くだらないからあっち行っちゃえとか、作品は何かろくなものじゃないからというのは、非常に根底を忘れた発想なんです、実は。この美術館というのはこれがあるゆえに建った美術館なんです、どうでしょうかね。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） ただいま議員さんおっしゃられましたローマングラス、あるいは江戸切子、そしてさまざまな版画等々収蔵しております。これらの美術館が所有している収蔵物についてもそれぞれ企画展の中、あるいは今回の「おんせん展」等々で活用しているところでございます。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） 館長、一つお聞きしますが、ではローマングラス、これは例えばお客さん、ぱ一つと来ます。たまたま館長がいらした。どう説明されますか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） なかなか難しい質問でございまして、私もローマングラスというものがどのような歴史的な価値があってということの詳細に説明できる知識、学問がないということが本音でございます。

ただ、こういうことがありました。ロマン美術館とロマンアートミュージアムということを見られた外国の方が、ちょうど私がロマン美術館に行くときに、庭でローマングラスがあるのかというふうに言ったときに、そのときはローマングラスが2階のところに展示をされていたんです。そのときに私はありますと。ただロマン美術館全てにわたってない、ある一角にあるというふうに申し上げましたところ、ちょっと残念な顔をされたことは印象に残っておりますけれども、ローマングラスの価値についてはまた勉強させていただきたいと思っております。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） 本日は少し深入りしたかったんです、最初はね。できれば小淵さんと同様、学芸員でも呼んで、参考人としてやろうかと言ったんですが、いろいろ役場の都合というかそれはそうなんですが、館長がいるのに学芸員を呼ぶ必要はないのではないのかということこういう質問の状態になっておりますので、そこら辺をよく酌んでまたお答えいただければいいんですが、実はこれ最初からこのパンフレット、これ私がつくらせていただきました。一部写真が、このガラスの天使なんていうのは僕のときなかったものですが、これ表も裏も私がデザインさせていただきましたが、実はこの美術館の意味というのはここに書いてあります。オープニングのときから最初から。時空を超えてよみがえる美のロマンというのがこれ第1見開き。これが美術館のまず意味です。それがここ右下にちょっとこう小さく書いてある。これを読み上げさせていただきます。

当美術館は美しいものへの限らない憧憬、ロマンがキーワード、現代においてなお光を放ち、時代の息吹や美意識を感じさせる生活の文化遺産を国を越え時代やジャンルを越えて展示いたします。時を忘れて星のきらめきの中に舞い出るような一瞬ですと。ついでに、これはオープニングのときの記念ポスターですね、第1回の。ちょっと汚れておりますが、はい、どうぞ。

これが今言った意味をそのまま物語った意味です。この美術館はそれがメインでまずできておりますから、これを壊すからには相当やはりまた新しい考え方を持って新しい作品とかをそろえながらやっていかないと、これを超える部分というのは余り僕いろいろ展示見ているんですが、ないですよ。今の言葉を超越する言葉。非常に深いものがあります。

ローマングラスというのは2000年、日本でいけば縄文ですか、縄文土器と一緒にころころにガラス器を彼らはもうつくってしまっていたと。今諏訪とかあの辺でやっている吹きガラスなんていうのはその当時完成された技術です。これもあの美術館に全部資料として用意されている本ですから、よくごらんになればわかるんですが、それが出土品として来ています。これは全部出土品です。地面の中にあつて風化して、幾層にも層にもなっていますから、実際は透明なガラスなんです、これを光が通すことで屈折で光が見えます。これを銀化と言います。だから、この美術館の場合は、ローマングラスの中で特に銀化したものだけに絞って、これをアートだ

という形で取り上げております。博物館ではなくアート博物館という形で取り上げた極めて珍しい美術館で、世界的にもちょっとないかなと思っております。

先ほどごらんにいれたポスターなのですが、これは長野オリンピック文化芸術祭参加としてこれを企画しております。なかなかこの町は体育会系の町ですから、文科系のものというのはなかなか弱いんですが、一生懸命頑張った結果こういうものをやったと、こういった歴史があります。その辺の歴史をまず認識していただきたいと。

それから、やはりその一番最初にあったベースの児玉果亭ですが、やはり山ノ内が生んだ偉大な作家です。南画という形、なかなか文人画家に近いですから、漢詩を読めない人というのはあの作品は理解できるはずがない。今の日本画家で漢詩をたしなむ人はいませんから、次第にああいう絵は廃れてしまう。ただ、それは継承しなければいけないことは間違いない。やはり山ノ内の私どもとしては絶対にあれは守っていくべきですので、あれは今後とも守っていただきたいと思います。

プラス、先日から話題になっております林芙美子も、たまたま手前に一部屋、ちょうど文学用の部屋がありますもので、ああいうところに常設展示していただければ、山ノ内町のこのロマン美術館は大きな柱があるのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 開館当初の崇高な理念、改めてお聞きしまして、私もそういう方向で美術館がさらに発展すればいいなと、発展させなければいけないなというふうに思っております。

それで、先ほど最初の答弁の中で申し上げましたけれども、今ローマングラス、あるいは児玉果亭さんというその美術品だけで美術館がその目的に沿ったようななかなかできにくい、そういう状況に来ております。学芸員のほうを中心にして、学芸員のほうでいろいろな企画展を開催するに当たって年間4回の企画展、それぞれ作家さんにも1年前、2年前からいろいろとコンタクトをとりながらやらせていただいているところでございますが、林芙美子の展示会もいたしました。あのときもたくさんの人に来ていただいたというふうに私は記憶しておりますし、また貴重な作品、初版本等々を目の当たりにしました。

また、山ノ内町のゆかりのある小林一茶さんの展示についても、この間も今も「おんせん展」の中で一部展示してございますけれども、そういうものも含めて、やはりこれからのロマン美術館の運営、経営形態、そういうことについてはひとつやはりしっかり考えるところに来ていっているというふうに思います。決して入館者数、収益をふやすということよりも、やはり教育的なアートミュージアムとしての価値、そういうものをやはり大事にしていきたいなと私は思っております。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） 当初から、要するに一つの夢があって、こういうものをしてこうしたいという一つの夢を持った人たちが集まってこの美術館はでき上がっていますが、それが徐々に関

係がなくなっていってしまうというか、要するに原点がもう忘れられてしまうと、何でできたのかもわからないし何でやっているのかもわからない。たまたま決算とかそういうところで数字だけ出てくると。お客ふやせよと。ではどうしようと。それが目的になっていますが、そうではなくて、美術館というのは創立のときからしっかりしたポリシーがあって、それに伴ってやっている。

大体、先ほど言ったように12年ですか、皆さん方もいいですよと、これから町でやっていきますよというまでというのは、あれに携わっていた方というのは全員ボランティアです。切符切りから何から町のお金というのは一切使っていないはずですよ、切符切りからね。ところが、そのボランティアが抜けた後からは、館長は雇うは切符切りは雇うは学芸員は雇うは、それで売上げは落ちるは、何考えているのというのが私どもの非常に単純な見方です。今度は数字が出ないから数字を上げる努力をすると。学芸員にもお客ふやす努力をしろよなんていう感じで、もう性格がちょっとどこかへ行ってしまふ、後先がね。

やはり基本的に、何でこの美術館やるのと。この美術館があるだけでこの町というのは黙ってさえいれば町民のレベルは高いと外からは思われるんです。これがなくなってしまふと、うっと首をかしげられる。そういうことですから、美術館が存在することそのもので、まず自信を持っていただきたいと。山ノ内町は美術館がある町だということでもまず自信を持つべきだと私は思います。

それから、今、一茶という言葉が入りましたが、一茶まで行くのでしたら、実はそのすぐお隣に中島紫痴郎という川柳の達人がいます。これ顕彰されるべきだと私は思いますので、ひとつ提案いたしますがいかがですか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） すみません、私中島紫痴郎さんというお名前存じ上げなくて申しわけありません。またお聞きしたいと思いますが、やはり山ノ内町の文化の一つの継承という拠点からすれば、さまざまな方のいろいろ活躍されている方、あるいは文化遺産、歴史のある方の作品というところもやはり収蔵していくことも大事かなというふうに思います。現代にもいろいろ活躍されている作家さんもいらっしゃいますので、またそれもまた考えていくということも一つの夢といいますか、そういうことでまたご理解いただきたいと思います。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） いろいろな考え方があるので、私にも持論があります。評価の定まらない人は美術館に並べるべきではないという非常にきつい言葉を私は最初から投げております。大体死後100年とか、要するに一茶も亡くなってから100年たってやはり評価が定まる。それまで消えた時期というのがあるんですね、実際には。現代人の評価というのは、今生きているところの人気作家の評価なんていうものは死後100年たってどうなるか全然わからない。まだ根なし草。今ようやく評価されてきているのは明治以降の方ですね。昭和の方はまだ正式な評価が定まっていないと私は思っています。だから、現代作家というものはまだこれからどこへ行くか

わからない。だからその人たちの個展のために有料で美術館を開くのはいかがなものかと。これは私の持論ですから、別にどうこう構わないですが、私はそう思っています。

現代作家の方なら無料で入れて、それは個展だと、販売してもいいと。そのかわり、たとえ300円でも500円でも取るなら、その程度の作品出せよと私は言いたくなってしまうような程度の作品も当然現代作家は扱うようになると、やるようになってしまいます。彼らにとっては公的美術館というのは勲章ですから、これをもって私はあそこでやった、ここでやったという一つの勲章になります。そんなのに加担するつもりは僕はないもので、私は反対ですが、皆さん方がお決めになることに関しては別にああだこうだ言うつもりはございません。

ちなみに、今言った中島紫痴郎さんというのは、家の向こうの角の城下さんの角の中島医院のおじいちゃんです。こちらは、志賀焼きの窯をあそこでつくられた方でもあって、非常に文化人です。弟子もかなり多い全国的にも有名な川柳の大家ですので、ぜひ検討していただければ、山ノ内町も相当大きな作品が残っておりますもので、町長は恐らくきつとご存じだと思うんですが、そんな点で大事にされたらいかがかなと思っております。

私がとにかく言いたいのは、美術館というものは、とにかく営利が目的ではないですよということを前提にこれからは議会でも考えていただきたいと。あることによってどんな教育ができるかと、そういうものをベースにいろいろ考えていただきたいと。やたら入場料をふやすとかお客をふやすためにきゅうきゅうとしていると、とんでもなく間違った方向へ行きますよと。そんなような気がするんですが、その点、もう一回どうですか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 先ほど申し上げましたように、美術館のやはり役割というのは一つの教育的な役割というものもあります。収集、収蔵、伝えるということとともに、そういう教育的役割もごさいます。昨年教育長になりましてからも、私は各学校の校長にロマン美術館をしっかり活用できる部分は活用してほしいということを申し上げたり、あるいは公民館活動の中でも、ロマン美術館を起点にして歩けるところの文化遺産を見て回る、そういう企画もいたしました。決して入館者数をふやして収益を上げるということが目的ではないということもわかっております。

しかしながら、条例のほうで決められている料金をいただいているわけでございますが、それに恥ずかしくないようなやはり展示、企画、対応もしていかなければいけないなというふうに思います。そのために学芸員さんもおりますし、事務の職員もいて、そこで対応しているところをごさいます、今スノーモンキー野猿公苑へ行く外国の方がそこに寄られて、トイレですとか、あるいは荷物をちょっと預けるというようなことで、学芸員が堪能な英語で案内をしているということもごさいます、そういう面でも一つの核になっているのではないかなというふうに思います。

先ほど切符切りという言葉がございましたけれども、私はあそこにいる職員は決してそのためだけではなくて、いろいろ展示等々についても深く仕事をしていただいているというふうに

思います。それはちょっと蛇足ですが、余分なことです、申し上げさせていただきます。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） ありがとうございます。

もう一つ、参考までにですが、玄関に入る左側のかつて池だったところに首のない裸体が飾ってあります。あれは岩崎元郎、芸大を出た方ですが、あの作品はやはりオリンピックを開催した記念ということで購入された作品であそこに設置されております。相当高価なものですが、今ちょっとずさんな感じで管理されておりますが、「私たちはどこから来て、そしてどこへ行くのか」という題名になっております。ちょうどそのさっき言った時空を超えてというその美術館の概念とどんぴしゃり合って、私はあの作品というのはあの場所において素晴らしい作品だと思っております。ただ、案内板その他が作品としての説明がない。この辺ちょっとまた検討していただいて、世に出していただければなと思っておりますが、いかがですか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） またいろいろ教えていただきながら、私たちが勉強して作品の一つ一つのそういう込められた願い、思い、そしてその命というものをしっかり検証して伝えていきたいというふうに思っています。

議長（児玉信治君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） 作品というのはちょっとこう説明聞くといろいろわかるわけですが、あのボディにあるのは、人類が一番最初に図面として表示された、あれは天体図、要するに太陽系の図面です。今度ごらんになってください。下に変なボックスがあって、しんちゅうの光の玉みたいなのがあります。あれ逆回転の時計になっています。そんな辺から時空を超えてという一つの思いが込められていますので、そんなつもりでまたごらんになっていただければさらに広がるかなと思います。

そんなこんなで、いかに美術品というのは、たとえローマングラスにしてもこれがどういうものであるかということをやはりきちんと説明することによって、お客様は大分わかります。

それと、最終でもう一つだけ、黒川事務所も丹青社も照明が一切間違っています。ローマングラスがどういうものか彼らは全くご存じなかった。ローマングラスというのは内側からの光はバツなんです。外からの光だけで初めて輝くものですから、今の照明設備というのは最悪なんです。ただし、引き渡しを受けるまで私どもは口を挟めませんでしたから、ライティングを変えるには増工になってしまう。結局できなかつたんです。これもまた何とかするというのをこれからの課題にぜひお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（児玉信治君） 制限時間となりましたので、8番 山本良一君の質問を終わります。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君の質問を認めます。

9番 黒岩浩一君、登壇。

(9番 黒岩浩一君登壇)

9番（黒岩浩一君） 黒岩です。

今回も前置きはなしで質問に入りたいと思いますが、後でちょっと。
質問に入ります。

1、総合計画について。

(1) 前期計画中間年を過ぎたが、重点アクションプラン進捗状況の中間総括は。町長に伺います。

2、学校問題について。

(1) 保護者・地域住民のアンケートの結果をどう受けとめるか。今後のステップとスケジュールは。これ教育長に伺います。

(2) 段階的統合と並行して、通学区弾力化の検討もすべきではないか。(各校の個性の発揮、健全な競争の喚起、小学生町外流出防止等の見地から。)

3、ユネスコエコパーク東アジア会議について。

(1) その後の各方面交渉や、計画立案の進捗は。

(2) 各国代表首脳一、二名の配偶者等を招待する提案をしてはどうか。ほかにも当町観光宣伝の工夫は。

この2項目、町長または副町長からご答弁いただきたいと思います。

4、町の施策にメリハリとスピード感を。

(1) メリとして、人口問題と雇用機会増に直接貢献しない事業、特に歴史的役割がほぼ済んだ事業は、行革の見地からもっと前倒しに整理方針を明示すべきでは。例えば、部落解放事業、有線放送、ロマン美術館など。ロマン美術館についてはただいま山本議員の熱弁がございましたので、私もちょっと感ずるところがございますから、また再質問の中で。

(2) ハリとして、例えば、①民間のサービス付き高齢者住宅事業への側面的支援策は。②若者定住・子育て支援はもちろんだが、外からの移住促進にもっと金を使ってはどうか。③ふるさと基金の積極的活用と、ふるさと納税促進についての工夫は。

以上、町長または副町長からご答弁いただきたいと思います。

再質問は質問席にてやらせていただきます。

議長（児玉信治君） 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 黒岩浩一議員のご質問にお答えいたします。

まず、1番目の総合計画についてのご質問ですが、毎年度検証しながら、実施計画、予算に反映しております。具体的には総務課長からご答弁申し上げます。

次に、2点目の学校問題について2点のご質問、教育長からご答弁申し上げます。

3点目のユネスコエコパーク東アジア会議について2点のご質問でございますが、昨年12月議会で一般質問で黒岩議員にお答えしたとおりでございますが、ことしの6月のストックホル

ム世界会議のロビー活動で決まるというふうにお聞きしております。日本で開催が決定された場合には、ユネスコ北京事務所及び文部科学省、ユネスコ委員会、日本MAB計画委員会等が主体となり実施運営されます。

山ノ内町といたしましては、日本国内の会場地として手を挙げているところでありますが、ちなみに、これは学者を中心とした研究会であり、開催国が各国のMAB計画委員会2名の費用を負担するルールとお聞きしております。MAB計画委員というのはほとんど学者の方のことを指しております。なお、当町における観光宣伝の工夫につきましては、会場が山ノ内町に決定された段階で文部科学省やMAB計画委員会と連絡を密にし、長野県のご指導もいただきながら、山ノ内町としての会議受け入れのための実行委員会等を立ち上げ、関係者と協議しながら実施したいと考えてございます。

次に、4番目の町の施策にメリハリとスピード感との2点のご質問でございますが、まちづくり重点アクションプランの推進を効果的に図っていくため、事業の選択と財源の集中を重点に置いているところでございます。

詳細につきましては総務課長よりご答弁申し上げます。

以上です。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） それでは、総合計画について、前期計画の中間年という形の中で、重点アクションプランの推進状況と総括という形でございます。

前期基本計画は平成23年度から平成27年度という形の中で、今年度は中間の年になります。まちづくり重点アクションプランを着実に進めてまいりたいというふうにご考えております。

その内容を多少申し上げますと、まず自然、温泉、果樹、産業活性アクションプランの関係でございますけれども、自然に優しいエコな観光地づくりを推進という形の中で、雪氷熱利用の普及を図るという形の中で、貯雪活用ということで、須賀川地区で、今日雪室の雪入れをしておりますけれども、作業中でございますけれども、雪室を建設いたしました。また、志賀高原で保存した雪を本年度、25年度新たに熊谷市のうちわ祭りに持っていきまして、大きな反響になりました。

また、サイクリングイベントという形の事業も中に入っているわけでございますけれども、平成24年度まで実施したエコサイクリングについて検証をいたしまして、今のままでは誘客につながらないという形の中で、ことし、26年度につきましてはロングライドのツアーという形の中で、志賀高原を中心に実施すべきということで考えて、26年度に予算を計上したところでございます。

また、農産物のブランドの推進という項目につきましては、JAとの連携をすることが大変重要なこととなっておりますので、その連携の中で共撰所、果樹選果機の導入という形の中で、平成26年度の予算を計上してきているところでございます。

また、「ふるさとに残る 戻る 集まる！若者定住アクションプラン」という形の中では、

若者定住の家賃補助という形の中で、アパート等の家賃についてでございますけれども、平成25年度の今の現時点ですと16世帯の若者の皆さんに活用をいただいているという状況でございます。

それから、定住促進住宅の建設工事の補助事業の関係でございますけれども、これも当初、平成23年度から24年度、25年度と今年度で3カ年をめどにしていたわけでございますけれども、かなりの反響がございまして、また継続してほしいというふうな要望がございまして、という形の中で、平成26年度も継続をしたいという形でございます、平成25年度につきましては、この補助金については件数的には133件昨年より多い、現在で約2割増。それから補助金については1,400万円、ほぼ予算に近い金額が補助として出ております。

それから、子育ての支援という形につきましても、保育園、保育時間の見直し、あるいは保育料の軽減等も今までやってきてございます。また、平成25年度から保育園の大規模改修という形の中で、25年度、26年度、27年度、ほなみ、よませ、すがかわ、あるいは志賀高原保育園等についてもやっていきたいというふうに考えております。

ただ、働く場の提供という形の中では、非常にこの部分については社会の経済状況等から当町の観光を中心とする産業については上向きの傾向にはあるものの、まだまだ厳しい状況であるという状況であることから、働く場の提供については今後観光、農業を中心とした活性化に努めていくという中で、しっかり考えていかなければならないなというふうな総括を持っております。

それから、「協力・連携・協働まちづくりアクションプラン」につきましては、広報紙、ホームページの充実という形の中で、広報紙につきましては町民リポーターを1名設置してございます。それから例規集のホームページのアップという形でございます。それから、審議会等の会議の公開につきましても広報紙や有線放送などで広報について町民の皆さんに周知をしております。また、土木懇談会等は各地区でかなりやっておりますけれども、総合的な行政懇談会等の実施につきましても、全区ではございませんけれども取り組んでいただいているというふうでございます。また、平成24年度には町民満足度調査を実施いたしているところであります。

こんな形の中で、さらにことしからユネスコエコパーク、それから命を守る森づくり事業等、町政の活性化、町民の皆さんの活性化につながる多角的な取り組みに転換が図れるように進捗してまいりたいというふうに思っております。

総括につきましては、重点アクションプランに計画した事業は、先ほど申し上げましたとおり事業展開を図っているところでございますが、やはり町の大きな課題であります人口減とか、少子化ということなどには十分成果があらわれていないというところもございまして、その辺も今後前期の総合計画の後半部分について検証をしながら実施をしてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、4番の町の施策のメリハリの関係でございますけれども、(1)のメリの部分

でございますけれども、人口問題と雇用機会増に直接貢献しない事業、特に歴史的役割がほぼ済んだ事業は、行革の見地からもっと前倒しして整理方針を明示すべきではというふうなご提案でございますけれども、事務事業評価を本格利用してから本年で2年目となりますが、本格利用とは事業の評価結果を報告、公表するとともに、評価結果から事業の見直しを行っている一連の工程でありますけれども、行政改革の趣旨を事業の展開に係る効率性とその必然性をその時節を尺度として照らし合わせることを考えています。

そこで、質問にあります有線放送事業に関しましては、運用する市町村もほとんどないという状況でございます。機械が古くなって保守や修繕がちょっとおぼつかないというふうな状況になっておりますことから、議員のほうからもおっしゃっているには、その転換方法について、これからの有線放送の今後のポスト有線放送について現在検討をしているところでございます。事業そのものから撤収も選択肢としてありますが、現時点では再生や再構築を転換させる流れであることをご理解いただきたいというふうに思っております。

次に、ハリの部分でございますけれども、①の民間のサービス付き高齢者住宅事業への側面的支援策はとのご質問でございますが、メディカル志賀を指してのことだと思います。高齢者向けのサービス付きの集合住宅であり、町外からの移住物件として非常に期待をしているところであります。昨年の11月に行政区として届け出の際、町との間に覚書を締結していただいたところでございます。まだまだ全部の契約には至っていないというふうに聞き及んでおりますので、そこら辺も合わせて、町のほうで側面支援ができるものに対して検討してまいりたいというふうに思っております。

②の移住促進にもっと資金を使つてはというふうな内容でございますけれども、新年度、町外からの移住者に対しまして、新たに空き家改修に係る補助事業を新設いたしたいというふうに考えて、平成26年度の予算にも計上をしているところでございます。

③ふるさと基金の積極的活用とふるさと納税促進についての工夫はというふうなご質問でございますが、ふるさと基金は平成26年度も奨学資金貸付基金の元金の積み立てという形の中で、教育サイドのほうで使っていただくというふうな形で活用を考えておりますし、予算計上のそういうふうな形にもなっています。また、ふるさと納税推進につきましては、納税額に応じて町の特産品をお返しする、町の農産物を通じて町をPRするというふうなシステムを平成26年度から行うというふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） それでは、2点目の学校問題について2点ご質問いただいております。

(1)のご質問でございますが、これは昨日来、高山議員、小根澤議員、山本良一議員にお答えしたとおりでございます。

(2)の段階的統合と並行して、通学区の弾力化の検討もというご質問でございます。これにつきましては、アンケートでも、理念はよいけれども今すぐ変えようとは思わないという声

が多いように思います。また、積極的に活用したいというご意見は住民、保護者アンケートでも約20%というところまでございまして、これが仮に実施したような場合には、現在の適正配置、適正規模の問題といろいろ絡み合って複雑なことになっていくというふうに思います。私としては、これについては今後の審議会の中でも検討されるべきものではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 再質問させていただきます。

最初に、2番の学校問題についてただいま教育長から回答いただきましたけれども、おっしゃることはわかりました。それから通学区弾力化、これだけではございませんけれども、そういうことも含めて審議会では幅広く議論をしていただきたいとしたいと思います。条例案によりますと、その他ということで、教育委員会が必要とする事項というようなこともございましたけれども、教育委員会からだけではなしに、審議会の委員の提案なども十分受け入れて、幅広い議論をしていただきたいとしたいと思います。これはお願いです。

それから、総合計画について、総務課長からいろいろご説明いただきまして、かなり項目によっていろいろ努力の跡が見られることは承知しております。ただし、わからないところもございまして、事務的なことを中心に二、三質問したいと思います。

ただいまの総務課長の答弁の中で、ブランド農業に関連してJAとの連携というようなことがございましたですけれども、補助事業だとか共撰所だとか、要はこの点だけをちょっと再度ご説明いただけますか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） ブランド農業の関係につきましては、平成23年度からつくりました総合計画のアクションプランの中にも明示をしてございまして、農協との連携という形の中で果樹共撰所を通じた農作物のブランド化というふうなことがございますので、それにつきまして昨年、時期的にはことしになってからでございますけれども、前々から農協の共撰所の選果機について新しいものにしたいという形の中でお話がございまして、それに対しまして、それが農業の今のリンゴのブランド化をさらに推し進めるというふうな観点の中から、国庫補助がことしの予算でいきますと3億3,000万円、そこに町の部分としまして2,000万円、これは過疎債を借りてのことでございますけれども、支出の予算計上的には3億5,000万円余という形になってございます。そういった意味の中でのブランド農業をこれからもこの果樹共撰所の機械によって推進されるという形の中での内容でございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 今のご説明、非常によくわかるんでございますけれども、共撰所に3億5,000万円といったらもう大変なお金でございますが、そういうお金を通じて共撰所を充実させる、

これは志賀高原ブランドを農協を通じてやるには有効なことだと思いますけれども、一つ私ちょっとひっかかりますのは、最終的には、いろいろ農業関係では農家の所得をふやすことが、これが最終目標に当然なっているんだと思いますけれども、現在リンゴ農家をざっと見渡してみても非常にうまくやっているな、何とかもうけていらっしゃるなというのは、後継者がいて人手が多いところと、それと農協を通さず直販でやっているところなんですよ、利幅が大きいから。ということですから、農家の所得をふやすブランドを売るということ、JAを通しての、共撰所を通しての活動も大事だと思いますけれども、その辺ちょっと私は違和感を感じたのでございますが、そういう意欲ある農家の所得をふやすというその直接的な手法でのやり方は何かございませんか。

議長（児玉信治君） 農林課長。

農林課長（生玉一克君） お答えします。

農家に対しましては、機械の共同利用、個人利用等の補助金、またブランドとしての苗木の支給等の補助を出しております、収益が上がるような形のブランド化、産地化を含めて支援をしているつもりでございます。

以上です。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 私もすぐこうしたらどうだというアイデアは今持ち合わせていませんけれども、ちょっと先ほどの件、気にかかりましたので、農家の所得増の方法も引き続きいろいろな方法を考えていただきたいと思います。

それから、同じく、その総合計画で二、三追加質問させていただきたいんですけども、若者の就労場所の問題、これは先ほど午前中に、きのうですか、小淵議員も指摘されまして、結局就労場所確保のためには、当町の基幹産業である観光と農業をもっと活性化させるということ以外に効果的な方法は今あるわけではないというような、そういう趣旨の総務課長の答弁だったというふうに記憶しておりますけれども、何かほかにご覧ませんか。基幹産業の活性化というのはこれはもう当たり前の話でございますけれども、何か今度の総合計画の後半の期間に向けて、こういうこともやってみたいということがあったら教えていただきたいと思います。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 大変、新しい企業が、企業誘致とかいう話を表に出せるのだったらどんどん出したいんですけども、なかなかそういった今の経済状況、社会の経済状況からして非常に難しい。希望的観測とすれば、私の個人的な見解からすると、6市町村の中でのどこでもいいんですけども、そういったところの中で、高速網ももう中野インター、あるいは豊田、飯山のところもございまして、そういった中で、6市町村でそういった誘致もするという方法もあるかなとは前々から個人的には思っているんですけども、なかなかそういったお話もできないような状況もあります。だからこれとって、大変総務課長としてちょっとだらしのない部分もあって申しわけないんですけども、今の観光と農業という形の中で一生懸命そ

こに対して支援をしていくというのが、やはり一番の今の就業場所も増という形だと思っております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） ごもつともでございます。これは人口問題だ何だかんだ若者確保といっても、若者の就労場所の確保というのがこれは一番基本的な問題でございますし、お互いに問題意識を研ぎ澄ませて、今後も前向きの議論を闘わせたいと思います。

次にお伺いしたいんですけれども、やはりこれとも関係するんですが、この総合計画の重点アクションプランの133ページですね、そこにハローワークとのさらなる連携という言葉がございますが、これは、ハローワークというのはあまねく企業とも個人ともいろいろな団体にもサービスを提供するところと承知しておりますが、さらなる連携というのは、当町として何かハローワークと特別なアレンジメントを考えようというようなことでございますか、伺います。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） お答えいたします。

ハローワークと連携した就労支援の充実ということで、この言葉をさらなるだけちょっと取り上げられてしまうとちょっと困るんですが、ハローワークと連携をして、毎週火曜日なんですけれども、午前中には文化センターにおきまして職業相談室を開設して利用いただいていると。また、北信濃職業安定協会という組織があるんですけれども、これもハローワークを中心に近隣の市町村が一緒になって若者の就労支援、あるいは求職情報、あるいは合同就職説明会みたいなものを開いて、年間を通して就労支援という形をとっております。

さらなるということで希望も半分込めていまして、充実をしていきたいということで計画ですね、計画ですので、そういうさらに充実をしたいということであります。

以上です。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） あそこ、中央公民館に特に来てもらっていろいろ相談をしているというような前向きのこともやっているんだというふうに了解いたします。

それから、同じくこの134ページでしたか、これは総務課長への質問になるのかもしれませんが、町民の町政参画と協働のまちづくりのための新たな仕組みづくりという言葉が出ておりますが、新たな仕組みとしてどのような方向を研究していらっしゃいますか。これは総務課長に伺えばよろしいわけですか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 住民参画の新たな仕組みづくりというのは、具体的に言いますと、行政懇談会等の中で、いろいろとご意見を伺う機会をもうちょっとふやしていければなというところの中で、先ほどもちょっとお話をいたしましたけれども、土木懇談会等については各区ほとんど、やっていないところもちらほらちょっとあるんですけれども、総合的な行政懇談会も

ことは須賀川区のほうでやっていただいたり、横倉のほうは毎年やっていただいたり、寒沢東区さんのほうでもやっていただいたりして、まだまだちょっと少ないので、そういった各区の連携をもうちょっと強めるというふうな形の中で、そこから町政に対していろいろとご意見をいただきたいというふうなもの。

そこに合わせて、今いろいろとあります災害関係についても、これも豪雪等の関係等もございませぬけれども、災害関係についても、自主防災組織とかそういったものの中で、町と自主防災組織との連携、これもやはり一朝有事のときについてはどういった形の中で生命・財産を守るというふうな形を持っていくかという形の中でも、その辺もまだ完全に構築されておられませんけれども、そういう部分についても今後十分検討したり、区との協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） いろいろご説明いただきましたけれども、行政懇談会等を通じてさらなる連携強化だとかいうこと以外に余り実質的な内容が聞けなかった気がするんですが、以前私が提案したことがございませぬけれども、町内の地域分権だとか町税の一部を地域の自主財源として還元すると。こういうようなことは新しい仕組みづくりとして研究項目に入っておりますでしょうか、入っておりませぬでしょうか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） お答えします。

今のところ入ってございませぬ。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 町長にお伺いしたいんですが、たびたびいろいろなところに、この総合計画にもそれから行政改革の実施大綱などにも、自立した住民自治の確立という言葉がたびたび出てまいります。自立した住民自治の確立のためには地域が自主財源を持つということは極めて重要ではないかと思えます。もちろん受け皿の体制、今で言ったら各区だとか、受け皿の体制、意欲と事務力等の問題もありますから、すぐには私実現しろと言っているわけではございませぬけれども、少なくともそういう方向での研究は進めなくては行けないと、町税の一部を地域に還元すると。もちろんいろいろとでこぼこが出るだろうから、ならす等の大変な作業もございませぬけれども、研究は開始すべきだと思いますが、町長、いかがでございませぬか。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 先ほど総務課長はちょっとないというふうに申しあげましたけれども、区等でいろいろ地域の中で区の活性化について協議する場合が45万円、3年間出ます。それから団体等でやる場合27万円出るというその2通りがございませぬので、そういうのをを使って、例えば各地区の中では活性化を研究し、例えば今北部地区はそれがさらに発展して再熟のところへ結びついてきている。あるいは佐野区のところでは、それを使って文化財のマップをつくった

りと、杳野組でもそうでしたけれども、そういう資金を使いながらやっていただいているということがございますので、ぜひそういうことを大いにご利用いただきたいというふうに思います。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） そういうふうはその定額でお仕着せだとか、行政からの施しみみたいな形ではなしに、同じような金額であっても、自分たちの納めた税金の一部を還元するというような形にさせていただくことが大事ではないかという気がするんですが、それはまた研究題目としてこれからお願いいたします。

それから、学校問題についてちょっと二、三質問し忘れがあるんですが、それは後にいたしまして、ユネスコエコパークの件でございます。これもこの前私質問したときもそうですけれども、東アジア会議はストックホルムのロビー会議ですか、これまでは決まらないとか、それから当町としては、事務局は横浜国立大学、それから主催者は北京のMAB委員会ということで、当町は会場を提供するだけという非常に控え目な姿勢でございますけれども、会場を提供するというのは、これは、例えばオリンピック委員会が実行委員会であっても、会場を提供する東京都にとってあれほど大事な問題であるから一生懸命やっているわけですね、日本の国全体として。スケールは違いますけれども、当町としても国際会議に会場を提供するということは、当事者として全く事務局と同じだけの実質的な責任をしょい込むということだと思いますが、その辺について町長のお考え、いかがですか。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 正確な内容、まだ私出たわけではございませんけれども、昨年うちのほうの職員が1名、東アジア会議にモンゴルに行ってきました。その中では、会議は4日間、それで学者を中心にした会議。先ほど申し上げましたように、その学者を中心にした事務的に出る各国2名についてはその国で負担する。それで、そこで私どもは、たまたま志賀高原ユネスコエコパークというのがございますので、志賀高原で開催することによってそれを認知度を高めさせていただいたり、そこを中心にしながらか研究テーマに入らせていただくという、そういうことになりますので、そういう意味では、ちょうど信州大学の自然教育園もございますし、核心地域が志賀山、四十八池湿原、大沼池というところがございますので、そういったことを東アジアの皆さん、あるいは日本国内のいろいろなそういう学者先生方、例えば東大だとか新潟大学だとか横浜国立大学、いろいろな大学がそういうことを取り組んでおりますので、その皆さんに今度はオブザーバーでたくさん来ていただけることになるわけでございますので、そういうことを通して、私たちは大いに志賀高原ユネスコエコパークを認知させていただいたり、私どもの弾みにしていくと。その前段として、ことしの9月19、20日に全国サミットを開いていきたいと、こういうことでございます。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） その辺はよくわかりますけれども、そういうふうはその学者先生の研究だ

とか調査だとかのお手伝いをしながら、当町としてはやはり認知度を高めると今おっしゃいましたけれども、要するに将来の観光のために役立てたいという、これは本心があるわけでございますから、例えば首脳の方の配偶者を一人、二人招待するというのは、ここのやり方は全く私商社にいましたから商社的な発想なんですけれども、そういうようなことは考え得るのか、頭から考えられないのか。これは奥さんが来れば、相当観光宣伝としては役に立つし、後でそういう筋をたどってそのイベントと一緒にツアーを組ませると。いろいろなことがあり得ると思いますが、その発案については、これは返答に値しないのかするの、町長のお考えをお願いします。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 各国の首脳というのはどの程度の方のことを指しているのか、私ちょっとよくわかりませんが、文部科学省の中にユネスコ国内委員会というのがございます。一番トップはそこの局長さんでございます。例えば各国の首脳ご夫妻を呼ぶというのはどのレベルを指しているのかちょっとわかりませんが、可能なこととすれば、各国の日本大使館がありますから、日本大使館のご夫妻とか公使ご夫妻をお呼びすることは可能なのかなのか、それも文部科学省のほうでどうお考えなされるのか、そういうことをお呼びすることがいいのかなのかというのもそちらのほうの、今までにないことでございますので、十分、地元の開催国のどなたかは挨拶にはお見えになるのはあるようでございますけれども、それ以外はちょっと、それも大臣とかすごい人が来るという意味ではなくて、文部科学省の局長さんとか部長さんとか課長さんとか、そういう方がお見えになるんだろうというふうには思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 私が言っているのもそういうような考えでございます。各国の大臣だとか偉い人のことを言っているわけではなくて、そういう方の奥様も呼ぶということになったら、これは向こうは喜ぶことは間違いない。ただ、そういうことをやってみようかという問題がありますから、早いところ打診はする必要があると思います。

それでは、4番のほうをやってしまいますが、このメリハリとスピード感。スピード感と言えば今のアベノミクス、安倍総理が今まで割に出だしがいいけれども、これやっている内容とこのスピード感が非常にアピールしたんだと思います。スピード感と言えばこの前の海老蔵さんの件、これは非常にスピード感があって、私は非常に結構なことだと思いますけれども、あれは外からのプレッシャーかもしれませんけれども、竹節町長もおやりになるときはああいうふうによくいろいろできるじゃないかと改めて感心した次第でございます。

ただし、そういう前向きな話ではなくて、メリハリをつける、つまり、整理と選択と集中のやり方。整理については当然行政改革で取り組んでいる事務事業評価なども関係してまいりますけれども、こういう後ろ向き、片づける仕事についてもスピード感をつけていただきたいと、

こういう意味でございます。

これに関してですけれども、たまたま先月の21日の全員協議会で平成24年度末現在の事務事業評価の一覧表、報告書が配付されましたので、それにも関連させて再質問させていただきませんが、この資料、これは2月21日に配付されましたけれども、それ以前に議員だとか町民に、議員にも配付されましたでしょうか。ちょっと私記憶がないのですが、確認してほしいんです。総務課長。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） お答えいたします。

この前の事務事業評価の内容については、行政改革推進委員会のほうで報告をして、そのときの委員さんには配付をしてございますけれども、議員さんには配付はされていなかったというふうに記憶しております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 残念ながら出席して受け取った議員も、これをぱっとコピーしてほかの議員に配るようなシステムにはなっていないなかったわけです。この前いただいた資料の一番最初の表書きに、この事務事業評価の実施経過を見ると、平成24年度末のデータに基づいて25年の4月から6月にかけて事務事業評価をして、6月24日にこれがまとまっているわけです。それから9カ月もたってからやっとこきちんと議員にも配付されているわけですが、これこそそのスピード感の欠如ということではないかと思えますけれども、その辺、町長はいかがお考えでございますか。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） それぞれいろいろな思いもございましてけれども、私どもその時々で精いっぱいやっているつもりではございますけれども、スピード感がないと言われれば反省しなければいけないし、それぞれまた細部については副町長のほうからちょっと答えさせていただきます。

議長（児玉信治君） 小林副町長。

副町長（小林 央君） 6月24日に推進本部、庁内でございますけれども、そこでまとめたということで、その後7月3日の推進委員会に多分出していると思えます。7月3日ですね。これは行政改革推進委員会ですね、第1回でございます。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 残念ながら私が目にしたのはことしに入って2月21日の全員協議会でこれを配られて、そのとき初めて目にしたわけでございます。もっと早く配っていただければいいべきだったと思えます。

この中をぱっと見たんでございますけれども、一覧表で評価がA、B、C、Dと書いてあって、このA、B、C、Dをつけるののステップは、第1評価は誰がやってというようなことが書いてございますが、これはA、B、C、Dというのは物差しではかった結果でございますね。

どういう物差しではかってこういうA、B、C、Dという結果をつけたのかと。その物差しと
いうか判断基準のことが全然書いていないわけでございます。これについてはどういうことな
んでしょうか、副町長にお伺いします。

議長（児玉信治君） 小林副町長。

副町長（小林 央君） それぞれ100項目ございまして、それぞれもしこれをきちんと数値的に評
価するとなると、多分100通りの評価の基準が必要になるのではないかぐらい、私は思うわけ
でございます。ここをごらんになったとおり、A、B、C、D 4つの区分でございます。ある意
味ではそれぞれの事業がきちんとできました。言ってみればよくできましたというのはAで
ございますね。できませんでしたというのはDでございます。あとは中間ということでござい
まして、そんなに一つ一つに厳しい評価基準を設けて数値的に何点以上だったらAだとか何点以
下だったらDだとか、そこまではできないと思ひまして、こういった評価をしているわけでご
ざいます。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 今の副町長がおっしゃったようなやり方、これは例えば人事評価なんかに
してもいわゆる印象評価になってしまうわけですよ。そういうふうにある程度の物差しなり
ポイントを明示しないで、それと同じことだと思ひんです。例えば、僕はこれだったら評価の
物差し、例えばの話ですよ。費用効果比であるとか、事業の妥当性であるとか、継続性の必要
度であるとか、住民希望の強さであるとか、これ一つ一つ事業によって違いますけれども、評
価すべき客観的な項目が、項目としては挙げられるわけです。これはもうやり方次第ですけれ
ども、項目をずっと20個も30個も挙げておいて、この事業についてはこの項目を適用して、適
用してというか判断基準にしてやったとか。これだと本当に印象評価だけでA、B、C、Dが
ついて、しかも内部ですよ。いかがかと思ひます。さらに工夫していただきたいと思ひます。

それで、それにも関連してですけれども、この前たまたま私ラジオで、車に乗ってラジオで
衆議院の予算委員会の集中質疑を聞いていて、行政改革の話が出たんですが、効果的行革の極
意は第三者性、情報公開性、P D C Aサイクルができるかどうか、この3つだと言っておられ
た。全く私も同感だったんですが、これについては町長、お考えはいかがでございましょうか。

議長（児玉信治君） 小林副町長。

副町長（小林 央君） おっしゃるとおりだと思います。そういう点では、公表ぐらいはきちん
としておりますので、公表性ぐらいはいいと思ひますが、きちんとP D C Aサイクル、それか
ら第三者の目ですね、これは必要だと思ひています。おっしゃったとおり、中でやればそれな
りに甘くなるというのは事実でございます。ただ、この評価自体につきましても、こういった
事業がきちんとできましたかどうかというのは評価でございますので、そういう点が非常に重
視されている評価制度でございまして、その事業そのものがより効率的にとか、それが必要な
のかとか、そういう点は少しまだ欠けておりますので、これからはそっちのほうをもうちょっ
と突っ込んでいかなくはないかなと、そう思っております。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） その第三者性ということについて、公募委員とか何とか工夫はしていらっしゃると思いますが、具体的にどんなふうと考えて、どんなふうに行っているのか、これも、では副町長にお伺いいたします。

議長（児玉信治君） 小林副町長。

副町長（小林 央君） 今推進委員会のほう、公募の委員に入っております。任期が2年ということでございますので、ちょうど今2年たったところでございます、この評価制度そのものも2年たちましたので、そういった点では、こういうことを町民の方がごらんになって、我こそ評価制度に対して文句を言いたいと、意見を言いたいという方がいらっしゃれば、この次の公募のときにぜひご参加くださればと思っております。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） わかりました。そういう人を何とか行政と協力して議会も見つけないものだと思います。

それから、今の評価基準、物差しがはっきりしないからどうもわからないんですけども、この一覧表の中で、人権同和関連事業と有線放送関連事業ですね、これにAがついているわけですね。3項目あって、A、Bだとかなっていますが、両方ともほぼ内容はAなんです。これはどうしてAがつくのか理解できないんですが、これも、では副町長に伺います。

議長（児玉信治君） 小林副町長。

副町長（小林 央君） 先ほど申し上げましたように、この評価制度、当初計画どおりきちんと実行できたのかということが非常に重点的に評価としておりますので、そういった点では、有線放送も先ほど申し上げたように少しずつ進めているということでAをつけました。

以上です。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） いま一つ、ついでにちょっと細かいことですが、奨学金貸付事業は事業改善必要ということでCランクになっているんですが、どのような改善が必要なのか、これ教育長にお伺いしたいと思います。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 奨学金制度を導入しまして拡大もしてきております。そういう中で、今後その奨学金拡大したものをさらに継続していくためには、なかなかまた財政的な基盤も整備していかなければいけないというところがございます。今非常に拡大したおかげで、そのまた広報もしておりますので、問い合わせ等が去年も殺到しまして来ているというところで、非常に制度的にはよろしいんですけども、それを維持していくときにまた工夫が必要ということだというふうに私は理解しております。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） おっしゃる意味はわかりました。

それから、さっきの有線放送事業ですが、有線放送の放送電話事業特別会計基金残、これは相当残っているはずですが、幾らか確認していただけますか、概算で結構です。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） お答えをいたします。

有線放送電話の平成24年度の関係でございますけれども、1億9,138万8,901円でございます。以上でございます。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 実に大きな金額でございますけれども、これは町が有線放送事業、これをやめて新しいシステムにするとはっきり打ち出して、今まで最後まで料金を払ってくださった方には多少の優遇をするような形でこの1億1,000万円をうまく利用して、その新しいデジタル防災なり何なりに早く移行するという意味では、これがもう1億円以上も残っている、これがある間にやらなければならないのではないかと思います。引き続き研究をお願いします。

それから、部落解放の件、さっきおっしゃいましたけれども、これはもうたびたび私申し上げているように、もはや教育にとっては、この部落解放の件は治りかけた傷のかさぶたむしりであると。行政にとってはお役人にありがちな仕事づくりであると。政治にとっては選挙と利権であるというのがもう私の、前から言っている所説なんです、これについては町長はどんなふうにお考えになりますか。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） まず、前段の有線の関係ですけれども、特に優遇ということではなくて、1億9,000万円ありますので、これで全戸へは無償で配布したいということで考えておりますので、そんなつもりで今いますので、もう少しの間ご利用いただきたいと思います。

部落解放につきましては人権問題でありまして、差別が今なくなっていないという現状、それから差別をこれからはしないようなことを考えていかなければ、行政として対応していかなければいけないと思っております。黒岩議員はそういうお知り合いはいないのかもしれませんが、私の友達で同和地区の方と一般の方、結婚されました。結婚されてお子さんが2人います。今20歳前後です。そのお子さん2人とも父親方の親、親戚は顔を知っています。母親の家の両親、それから親戚、一度も見たこともないし、会ったこともない。もちろん結婚式はお呼ばれされないと。これがまだまだ現実としてこういうことがございます。もちろん中にはなくなっているという話もたまにはあったり、差別落書きがあると思っておりますので、私はその話をご本人から聞けば、こんなことがまだここであるかと。よっぽどけんかとか何かあれば別だけれども、同和地区の出身だから、自分の娘がそこに嫁いだんだから一切おつき合いはないという。これは現実問題として私のお友達いますから、ぜひそういう意味では、私はまだまだこの同和行政というのは、先ほども学校でも行政でもやはり続けていく必要があると思っております。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） いろいろ主張してその声を立てながらやる方がいいのかどうかという問題があります。一つは、例えば私も子供2人結婚しましたがけれども、結婚したとき相手がどういう出身か、部落か、こんなことは全然調べもしないし、ご当人同士もそう。都会ではそれが普通なんです。ですから、いわゆる部落民の方でも、こういうところで田舎でごちゃごちゃ気にするよりも、都会へ出ればそういうことはもう全然気にしない。若者定住しないというその精神的な理由の小さな一つかもしれませんけれども、そういうこともあると思います。ですから、町長おっしゃったような例はまれにはあると思いますけれども、そういうのを皆無にするまでわあわあ騒ぎ立てるのがいいかどうかというのは、これまた別問題です。

次にまいります。

ハリのほうで、さっきの若者の就職場所ということにも関連するんですけども、小林克彦議員もたびたび指摘されておりますサービス付き高齢者住宅の件です。これについてメディカル志賀の出足は悪くないというような話も聞いておりますけれども、何か調査していらっしゃいますでしょうか。健康福祉課長、お願いします。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 現在のこの入居状況というようなことでの情報はございますので、その辺でお話しさせていただきたいと思いますが、2月28日現在でのということでございますが、現在25戸、30名の方が入居をされているというような状況だそうでございます。今後の見込みということで、4月までの入居予定ということで、そこへまた23戸、27名の方が4月までにはまた追加、追加ということはないですけれども、また入られるというような情報はいただいております。

以上です。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 4月末にそうすると入居率は何%になりますか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 4月までの見込みからすると55%というような形になります。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 思った以上の成績だと思います。これがうまくいって第2、第3の同様な事業が出てくればいいと期待しているんですけども、そのためにも行政、町長、副町長、それからほかの行政としても議員としても、差し支えない形でうまく足立区だとか玉村町あたりにも口添えできるようなことがあればいいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

以上です。

それから、移住・定住の受け入れの件で、渡辺議員の質問の中にも出ておりますけれども、先ほど空き家改修の費用の補助、これ非常に結構なことだと思うんです。ただし、これはもう例のごとく受け身姿勢なんですね。そうではなしに、もっと能動的に移住・定住希望者をふやすための行政としての行動に工夫をしていただきたいと思います。

昨日ですか、飯山市の「住んでみません課」の実績は去年はゼロであったと。これは僕はいろいろ飯山市としての過去の実績と其中休みかもしれませんし、今の人の条件が違いますし、向こうがやってみてだめだったからと、それが我々は何も研究をしないという口実にはならんと思うんです。温泉だとか果実だとかという飯山にない武器もあることでございます。これはもうぜひ能動的にそういうところですよということで、移住・定住の希望者をふやすように行政としても工夫していただきたいと思います。

これについて町長のお話を伺って、私の質問を終わりにします。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） また先ほどと同じで、前段のメディカル志賀につきましては、足立区の広報の担当を私のほうで紹介させていただいて、足立区の広報に、もちろん町が出しても有料なんですけれども、有料で載るということでお願いしてございますので、もう少しふえていただければと思っています。

それから、例として飯山市の例を申し上げましたし、またいいほうでは軽井沢町ともう一つは西軽井沢の御代田町のいいほうでは160人から190人がふえているということを申し上げました。ただ、それだから私は飯山の例がだめだからやめるとかということではございませんので、私も副町長も回帰センターへ実際に行ってみたり、それから、これは正直言って、交通会館にありますので、そこに長野県の東京案内所があります。そこにそれがございますし、また私がしょっちゅうお邪魔しておりますJ N T Oの本部もそこがございますので、時々そんなような形で私もお邪魔しておりますので、顔を出したりしているという中で、ちょっと飯山、あれだけ住んでみません課という課まで設けて、これから新幹線が来るという、そういうところなのに、ちょっとゼロというのは意外だなというのが、私はだめだということではなくて意外だなと思ったのが正直なところでございます。

これからもまた私どものほうは今のいろいろな形がございますので、温泉、それから高原、それから農作物、いろいろなことがございますので、非常に魅力的な場所だというふうに思いますし、またこの前、観光庁長官の溝畑先生の講演では、大体標高600メートルから800メートルが一番人間が住むに気候が適している、そういう場所だと。というのでいくと、ちょうど山ノ内がぴったりその中に入りますので、また私どもいい意味でこれからもPRして、何とか移住・定住を促進していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 制限時間となりましたので、9番 黒岩浩一君の質問を終わります。

ここで、3時10分まで休憩をいたします。

(休 憩) (午後 2時50分)

(再 開) (午後 3時10分)

議長（児玉信治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君の質問を認めます。

2番 望月貞明君、登壇。

（2番 望月貞明君登壇）

2番（望月貞明君） 2番 望月貞明です。

本日最後の質問をさせていただきます。

昨年、寒沢ため池の漏水工事の現地説明会で、県の担当者と工事業者から池の周囲3メートル幅の作業道をあける必要があり、池の周りの支障木の伐採を要請されました。ため池の周囲は杉の人工林で、最大直径50センチから20センチの立木50本弱を伐採しなければなりません。そこで、林業関係者に見積もりをとったら、伐採、枝払い、玉切りだけが記載された見積書が届きました。電話でこの杉は商品にならないのかと、その差額はどうかと問い合わせると、この程度の杉の原木を搬出したら赤字が膨らむだけとのこと、しかし、この場所は山奥でもありません。国や県の補助金による切り捨て間伐と同じ考え方で材木を活用する考えはないように感じられました。

一方、1月4日の信濃毎日新聞を見ますと、適量の原木を確保し、運搬経費を抑えれば曲がった低・中級木でも梱包用材料として新潟経由で中国に輸出しているとのことであります。これは商社が先導した結果と報じられておりました。そこで、もう1社、貯木場を持ち、原木利用を考えている業者を紹介してもらい、見積もりをとったら価格は3分の2に下がりました。

今日の原木価格の下落と林業の衰退は、木材需要を満たすために関税を安くして外材を輸入するためにとられた政策の結果と為替の円高の結果と理解しておりますけれども、これほど採算の合わない産業になったとは思っておりませんでした。農水省は3年ほど前に林業再生プランを発表しておりますが、どこまで本気に取り組んでいるんだろうかという疑問が湧きました。

地域に製材工場などのインフラがなくなってしまった現在、たとえ円安になっても林業再生は非常に遠いというふうに感じております。しかし、林業が健在な産業として自立し、山に人が入らないと、ますます山は有害獣のすみかになってしまう。特に山ノ内町は、全町がユネスコエコパークとなる以上、生態系の保全と持続可能な利活用の調和の理念の意味からも、林業再生していく必要があると感じております。

ここで通告書に従い、一般質問をいたします。

1、ユネスコエコパークについて。

（1）認定以来どのような活動が行われてきたか。

（2）今後、どのような目標で活動していくのか。

（3）町内外の認識がまだ不足していると思われるが、認知度を上げることは考えておられるか。

2、行政改革について。

（1）町外在住者向けの町税等の収納方法の改善計画はどのようなものか。

(2) 申請書等のダウンロードの拡大計画はあるか。

3、交通安全対策について。

(1) 湯田中駅を通る県道の歩行者安全対策は考えているか。

(2) 踏切の遮断機間の幅が狭いと思うが、どのように考えるか。

4、防災対策について。

(1) 堰堤、ため池等の耐震対策をどのように考えるか。

(2) 豪雪等自然災害の要因となる情報の広報は検証されているか。

以上、再質問は質問席にて行います。

議長（児玉信治君） 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 望月貞明議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のユネスコエコパークについて3点のご質問いただいておりますが、ユネスコエコパークの目的であります自然と人の調和と共生に基づき、今後は登録のメリットを生かし、産業振興や環境教育等の充実を図っていきたいと考えております。ことし9月の全国サミット、東小学校のユネスコスクールの申請や信州大学教育学部との協定もその一環であります。

詳細につきましては観光商工課長からご答弁申し上げます。

続きまして、2点目の行政改革について2点のご質問をいただいておりますが、効率的かつ効果的な方策の展開は、収納部門でも大いに取り入れていくべきと考えております。平成26年度から都市銀行やコンビニ収納など、新たな展開を今後検討していきたいと思っております。

(1) につきましては税務課長、(2) は総務課長からご答弁申し上げます。

次に、3点目の交通安全対策について2点の質問につきましては、建設水道課長からご答弁申し上げます。

次に、4番目の防災対策について2点のご質問でございますが、(1) は農林課長、(2) は総務課長からご答弁申し上げます。

以上です。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） 1番目のユネスコエコパークについての(1) 認定以来どのような活動が行われてきたのかとのご質問ですが、1980年、昭和55年に国の機関、現文部科学省により志賀高原生物圏保存地域、現在呼んでいる志賀高原ユネスコエコパークが登録されましたが、平成23年11月に文科省と日本ユネスコ国内委員会が主催して、志賀高原におきましてMA Bの40周年記念シンポジウムが開催されました。これを機会に、当町としましても本格的に取り組むことになりまして、以降、役場庁舎内にプロジェクト会議、町の活用協議会を設立、緩衝地域と移行地域のエリア拡大の準備を進めまして、昨年6月群馬県側を含めた協議会を設立し、エリアの拡大、変更申請を9月にユネスコ本部宛て行ったところであります。

現在、農産物のユネスコエコパークのメリットを生かしたブランド化を目指し、認証制度の活用を図るべく事務を進めているほか、志賀高原観光協会が中心となって進めているESD(持続発展教育)の確立や、教育委員会が中心となって進めています東小学校のユネスコスクールへの登録を行っているところであります。

(2) 今後、どのような目標で活動していくのかということですが、ユネスコエコパークの理念であります自然保護と持続可能な利用を考えて、自然と人の共生を目指した地域に基づきまして、志賀高原ユネスコエコパークにかかわる産業振興及び環境教育の推進に努めて、地域活性化につなげることを目標に活動することとします。

次に、(3) 町内外の認識がまだ不足していると思われるが、認知度を上げることは考えているかのご質問ですが、現在までホームページや広報やまのうちに定期的に掲載をして周知を行ってまいりましたが、今後は住民を対象とした説明会形式による周知、またことし9月に志賀高原で開催の全国サミット等により認知度を上げたいと思っております。

以上です。

議長(児玉信治君) 税務課長。

税務課長(成澤 満君) お答えいたします。

2番の行政改革について、(1) 町外在住者向けの町税等の収納方法の改善計画はどのようなものかのご質問についてお答えいたします。

現在、町税等の収納方法につきましては2通りありまして、1つは金融機関または役場での窓口納付、もう一つは金融機関での口座振替をお願いしております。町外のうち、特に県外在住者の場合、指定金融機関等の窓口が限られておりますので、6割弱の方が納付書による納付でございます。

そこで、県外固定資産税について、24時間、365日利用可能なクレジットカードを利用した納付方法を平成26年度から導入できるよう準備を進めております。また、口座振替、手数料無料の窓口納付ができる収納代理金融機関の拡充のため、全国に支店を置く大手都市銀行と協議を進めているところでございます。

こういったことによりまして、収納率向上、利便性の向上に寄与するものと期待しております。

以上でございます。

議長(児玉信治君) 総務課長。

総務課長(内田茂実君) お答えいたします。

それでは、先ほどの2の行政改革の(2)でございますけれども、申請書等のダウンロードの拡大計画はあるかというご質問でございますが、申請書のダウンロードについては今町のホームページのほうで申請書等のダウンロードができるものが結構ございますけれども、こちらのほうも諸制度の改正時などに合わせて、不都合がないように取り組みをしてみたいと思いますし、また、まだダウンロードがしていないようなものにつきましても、今後庁内に広報

編集委員会というものがございますので、そちらのほうで、各課のほうにできるだけ町民の皆さんに申請書をダウンロードできるような環境づくりという形の中で周知をしてみたいというふうに考えております。

それから、4番の防災対策の(2)でございますけれども、豪雪等自然災害の要因となる情報の広報は検証されているかというふうなご質問でございますけれども、台風のような、今回の場合と違いまして台風のような場合は進路も予想されますけれども、今回の場合のようなものに対しましては、弾丸低気圧という形の中でこれだけ大雪が降るというふうな予測はできなかったということでございますけれども、これからやはりこういうことも予想されますので、速やかに情報収集できるように情報収集して、住民の皆さんに安心・安全な方策を周知できるようにこれから改めて検証していく必要があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 3の交通安全対策について、(1)湯田中駅を通る県道の歩行者安全対策のご質問ですが、県道宮村湯田中停車場線の星川地区から湯田中駅に向かう箇所には歩道が整備されていますが、その他の箇所及び県道湯田中停車場線については地形的な条件もあり、歩道の整備がされておりませんので、路面標示により歩行者と車を分けている状況であります。通学路の安全点検の結果を踏まえ、北信建設事務所からは現在の状況で対策済みとお聞きしております。

(2)踏切の遮断機間の幅が狭いと思うが、どのように考えるかのご質問であります。県道湯田中停車場線の役場庁舎西側、長野電鉄第2踏切でございますけれども、道路幅に対し踏切遮断機の幅が狭い箇所であり、地元湯田中区のほうからも要望いただいているところでありますので、道路管理者である長野県に要望事項を伝えてございますが、現在のところ具体的な改良方法は示されておりません。引き続き、改良に向けて要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 農林課長。

農林課長（生玉一克君） お答えします。

防災対策についての(1)堰堤、ため池等の耐震対策についてのお尋ねでございます。

ため池につきましては、決壊した場合には下流域の住民や家屋に甚大な被害を与える危険性があります。町内には7つのため池があり、診断には堤体が15メートル以上の剣沢ダムは県で、それ以外は町となっております。毎年土地改良事業団体連合会による機能診断を実施しております。今後も順次実施する予定でございます。また、診断結果により地元と調整しながら改修工事を進めて行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） それでは、再質問をいたします。

志賀高原は1980年にユネスコエコパークというふうになっておりますが、当時この認証取得の目的というのはどういうところにあったのでしょうか。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） お答えいたします。

この当時のことがわかる人がいないというのがちょっと問題なんですけれども、どうもいろいろ聞きますと、前も山本良一議員の質問にお答えしたかと思えますけれども、昭和55年ですね、1980年、文部科学省が国内の4カ所を選んだと。選ぶにつけてはその現地機関のあります環境省、環境省は各国立公園がありますので現地のことがわかる環境省にお願いしたようです。環境省の担当官が国内で特別いいところを4つ選んでいただいたということで決まったようです。

それで、国内の4カ所のユネスコエコパークのある担当官、我々が文科省に呼び出されまして、経過等いろいろ説明を受けたんですが、そのときに、一体今回は変更申請ですから当初の申請書はないんですかとか質問したんですよね、あるユネスコエコパークの担当官が。そうしたら、どうもうやむやにされまして、2007年版の10年に一遍ずつ見直すこういうものがありまして、これを基本に今回は変更をかけてもらえばよろしいと、よろしくないけれどもよろしいというふうにみんな聞いてきて、家へ帰ってきたというような状況でして、そのときの趣旨、目的というのはわからないというのが現状なんです。

以上です。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） それでは、そのときは多分この地域は上信越国立公園ということになって、これは環境省の所管で、その中に核心地域というのがユネスコエコパークで指定されているところなんです、これは国立公園の中の特別保護地区、それと同一なんですか。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） 特別保護地域になっております。

以上です。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 具体的には特別保護地域というのはどのようなものが保護されているところでしょうか。ご存じでしょうか。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） ちょっとそこら辺の条文はよくわかりませんが、その字のとおり特別に保護されている地域ということで、人はそこに住むこともできませんし、やたらに入ることにはできないと。あるいは勝手に木を切ることもできないし、特別に保護されているということです。

以上です。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 国立公園の特別保護地域というのは規制が非常に厳しいというふうに聞いておりますけれども、ユネスコエコパークについては同じ規制になっているのでしょうか。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） その点につきまして皆さんご心配されまして、志賀高原ユネスコエコパークに登録されると何か規制がかかるのかという質問がありまして、それについて文科省に確認をしておりますが、特に何も規制はかかりません。国内法の中で扱っているもので結構ですということで、国立公園であれば自然公園法の中でいいし、こういう平地のほうではそれぞれの国内の法律に基づいたもの普通に守ってもらえばいいということで、特に規制はかからないということです。

以上です。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） その核心地域の中には遊歩道があるように思うんですが、これについてはそのままということよろしいんですか。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） これも特に問題ありません。そのまま結構です。

以上です。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） あと、最近信州大学の植物園と連携されたというところがございますが、これは具体的にどのようなことが可能になってくるのかということをお願いします。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） お答えいたします。

信州大学さんとは、この山ノ内町の活用協議会のオブザーバーにもなっていておりますし、これから環境教育、このユネスコエコパークというのは環境教育の場に最もふさわしい場所ですということで指定されておまして、その環境教育のプログラムを作成するにつけては、信州大学の先生にいろいろご指導いただかないとできないということで、今、井田先生に委員になっていただいているんですけども、やはり本体の教育学部のほうとしっかり協定を結ばないと、なかなか先生もこちらのほうで何かこういうのがあるから頼むよとか言われてもなかなか動きづらい面もありますので、今回改めまして信大教育学部長さんに出向きまして、町と信大教育学部で協定を結んで、いろいろな面でこれからご指導いただきたいということで正式に今回お願いしたということでもあります。

以上です。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 志賀高原の核心地域とか緩衝地域、そこら辺を分けたような、ここの地域は核心地域でこのように保護していく、ここは利用できる地域であるとか、そういうものを表

示したような展示室というか、一般の人がよくわかるような、実際に信大教育学部の植物園はある程度学生とか専門的に勉強する施設であると思うんですが、一般の人がちょっと見てわかるようなそういうような展示室とか、そういうものをつくっていくお考えというのはございますか。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） お答えいたします。

今おっしゃるとおり、これは今の予定でいけばことしの6月ですか、決まる予定なんですが、決まらなると困りますけれども、そういうことで、そういうのを見込みまして、今志賀高原の自然保護センターがありますけれども、あそこにそういうパネルだとかポスターだとかジオラマみたいになっていますので、そういうのを活用して、ここがこういう核心でここが緩衝ですよみたいなのを展示をしたいかなというふうに、一応内々的には相談をしております。

以上です。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） その展示室というのは常設みたいな形でよろしいんですかね。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） そこはもうご承知かと思えますけれども、いつでも誰でも入れるようになっていますので、ぜひ議員も日ごろから自然の勉強にぜひご利用いただきたいと、こう思います。

以上です。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） ぜひ実現していただきたいと思います。

それから、例えば湯田中駅とか道の駅とかそういうところにも、そういう宣伝を発信するようなものを置いていただければありがたいかなというふうに思います。

続きまして、行政改革ということで、町外納税者の納税額と件数というのはわかりますか。

議長（児玉信治君） 税務課長。

税務課長（成澤 満君） 町外の納税者の金額については、ちょっと数字持っておりません。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） クレジットカードは今年度から実現というお話ですか。それから、口座振替については交渉中ということなんですか。

議長（児玉信治君） 税務課長。

税務課長（成澤 満君） お答えします。

クレジットカードにつきましては、平成26年度から導入する予定で進めております。大手都市銀行との口座振替につきましてはまだ協議中でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 先ほどの小根澤議員と同じ質問になるかもしれないんですが、町外者の納

付は分割なんでしょうか。

議長（児玉信治君） 税務課長。

税務課長（成澤 満君） お答えします。

固定資産税で限らせていただきますと、先ほどと同じように、一般の住民と同じで年4回の納付でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 町外者の税金納税、固定資産税ということですが、先ほどの小根澤議員と重複するかもしれませんが、ふるさと納税を行っておりますけれども、現在どのような人たちが納税されているかお聞きしたいんですが。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） どのような人たちと言われても、ちょっとそれについてはお答えはできないかと思います。

以上です。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 例えば、町外出身者の方は何名いらっしゃいますか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） ちょっと町外出身者、町内出身者についてはちょっと手元資料がございませんのでわかりません。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） では、今後についてはどのような人たちが納税に参加されているか、こちら辺を調べて、また納税された方に商品をお土産とかお返しする、そういうことについてもどのようなものかという話がありましたけれども、研究をしていていただきたいと思いますがいかがですか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） そういう形の中で取り組んでまいりたいと思います。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 続きまして、湯田中駅周辺の歩道の安全性ということで質問したいと思いますが、現在の道路標示で県とすれば完了というふうにお答えでございますが、現在は車道だけが区別されていまして、歩道については区別がされて、実際には車道のほかに歩道だというふうには言えば歩道になるんですが、歩道についてさらにカラーを塗るとか、そういうようなものは要望できますか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） ご存じのように、あの場所は土地利用上もなかなか難しい場所ではないかというふうに思います。昨日健康福祉課長が小淵議員にお答えしたような形で現在路面標示がされておりますが、歩道とか外側線で標示されているということで、歩道として

の機能は十分ではないとは思いますが、カラー舗装ができるか、そこら辺の要件が現状で整っているのかどうか私のほうでもよくわからないところがありますが、建設事務所のほうにまたそういったご要望とかご意見は伝えたいと思います。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） できればカラー舗装で区別するようにしていただきたいと思います。

それから、湯田中駅周辺については縁石の歩道にしていくとか、本格的な歩道を設けていくというそういうビジョンとか、そういうものはお持ちでしょうか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） どの路線とおっしゃったか、すみません。

2番（望月貞明君） 湯田中駅周辺の。

建設水道課長（渡辺千春君） 湯田中駅周辺の。すみません。

県道ですので、私どものほうでこういう形でやるという判断はできません。星川へおりていくところについてはマウントアップということで今現状なっておりますけれども、歩道についても地元のご要望がありまして、そういったことも伝えてあるんですけども、なかなか改修できない。あそこ昔、県道の拡幅というような話もあって、それに合わせて歩道の整備というような話も過去にはありましたけれども、現状では具体的なお話は聞いてございません。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 臨時的といいますか、楓の湯の前を通れるような形はできますか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 楓の湯のところはあくまでも建物の敷地とか、駅前温泉公園ですので、中学生は見ていますとあそこを通っている生徒が多いですけども、たしか聞くところによると、そこではなくてちゃんと道路を通りなさいという指示が出ているという話も聞いたことがございます。歩行の面で、みずからの安全を考えたときに、建物の敷地ですので、公共施設ということもあって大人の方も通られていらっしゃるんですけども、本来は道路を歩いていただくということだと思います。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 本来は道路を歩いて行くのが基本であるというふうに思うわけですが、ここは公有地ということになりますとそういうことになるというふうに思います。

次に、県道湯田中停車場線について、保健センターの前の踏切の間隔が狭いというようなことで、対向車が同時に踏切に入れないように、そういうところがあるんですが、これについてはどのように考えますか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 先ほどもお答えしたとおり、保健センターのところの踏切につきましては、完全にすれ違いできませんし、また地形的に上のところの湯田中駅に近い踏切も実

質同時での対面通行はちょっと難しい状況であります。保健センターのところにつきましては、道路の用地としては前後ありますけれども、踏切を改良するということになりますと、平面交差ですと道路管理者の負担が100%というふうにお聞きしております。またかなりの多額の費用がかかるというようなこともお聞きしておりますので、なかなか道路管理者である北信建設事務所のほうでも計画ができないのかなというふうに思っておりますが、今の現状で注意して通行いただきたいというふうに思いますが、先ほども申しましたとおり、要望は続けてまいりたいと思っております。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） ぜひ要望を続けていっていただきたいと思えます。

次に、行政改革の中でちょっと抜かしたんですが、申請書のダウンロードの拡大、いろいろ要望を聞いてから考えたいというふうに答えられておりますが、私が9月に質問した投票率の向上に向けて、実際に検討されたものの中で何かございますか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） お答えいたします。

小淵議員さんのところでも投票率の向上、投票率アップというふうなお話を選管委員長さんのほうで来ていただいてお答えをしたところでございますので、12月の議会で望月議員のほうから宣誓書等のほうの関係をダウンロードして、そういったことも投票率アップになるんじゃないかなというふうなことも提案をされたわけでございますので、そういうことも含めて、全体のことも含めて今後そういうふうなダウンロードの方向で検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） ちなみに、昨年とその前の選挙の不在者投票の人数というのはわかりますか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 平成24年度の衆議院の関係でございますけれども、期日前投票につきましては1,326名の方が期日前投票をなされております。不在者投票の関係につきましては32名の方でございます。それから、25年度に行われました参議院選挙の通常選挙の関係でございますけれども、長野県選挙区の関係につきましては、期日前投票の関係は1,438名、それから不在者投票の関係については28名というふうな内容でございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君に申し上げます。

質問の内容が通告の範囲を越えていると思われまますので、注意を願います。

2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） これは不在者投票の申請書に関連しておりますので、お許しいただきたい

というふうに思います。

不在者投票の手順というのをちょっとお聞きしたいんですが。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 何度も不在者投票をやられた方はもうわかっていらっしゃるかと思いますが、不在者投票につきましても、まず受付で入場券を提出していただくと。これは郵送で入場券のほうを有権者の方にお配りをしているわけでございます。記入していただいてそれから、宣誓書を記入していただいて、その宣誓書と入場券のところを照合いたしまして、それで全てが確認した時点で投票用紙を交付しているというふうな内容でございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 望月君に申し上げます。

質問の方法を変えるか注意をお願いしたいと思います。

2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 申請書をダウンロードした場合、郵送によって送っていただくという1回分が……

議長（児玉信治君） 再度注意をいたします。

質問の方法を変えるか、お願いしたいと思います。

2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 行政改革について、申請書とのダウンロードの拡大において、不在者投票の宣誓書をダウンロードした場合、投票者の利便に利すると思いますがいかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 期日前投票ということでよろしいでしょうか。

2番（望月貞明君） 不在者投票です。

議長（児玉信治君） 望月貞明君に申し上げます。

質問の方法を変えてください。

答弁整理のため、暫時休憩といたします。

（休憩） （午後 3時51分）

（再開） （午後 3時52分）

議長（児玉信治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） それでは、防災対策について質問いたします。

堰堤、ため池等の耐震対策ということで、ため池については答弁をいただきましたが、堰堤についてはどのようなお考えでしょうか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 町内には砂防堰堤が幾つかございます。この管理につきましては

建設事務所の管轄ということになっておりますが、耐震という点では特段対応を考えているというお話は聞いておりませんが、必要があれば現地を調査して損傷があったときには補修を行っていくということでございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） コンクリートの耐用年数はどのくらいになっているのでしょうか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） お答えいたします。

これも私専門的な知識がございませんので、建設事務所のほうからお聞きした内容でお答えさせていただきますが、鉄筋コンクリート構造物で、水道用ダムで80年、堤防で50年、その他は60年ということございまして、砂防堰堤のコンクリート構造物については、耐用年数は定めていないということでございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 砂防堰堤、角間川とか横湯川とかあると思うんですが、一番古いものでわかるのはどのくらいでしょうか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） これにつきましても急遽、そのお話がありましたので、建設事務所のほうでちょっと調べていただいた資料でお答えいたしますけれども、建設年度が不明な堰堤も横湯川で3カ所ほどありますが、建築年度がわかっているものでは横湯川の昭和5年の落合堰堤が最も古いものになっております。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 先ほどのお答えだと、砂防堰堤のコンクリートの耐用年数は定められていないというところでございますが、これ長年、ダムにおいて80年、その他の普通のものについて60年というようなお答えがありましたので、このものについての、これ県の管理かと思うんですけれども、明らかにしていかなければいけないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 現在も横湯川に関しましては仏岩の堰堤の工事が平成24年度は入っておりますし、また傾斜が急ということで、資材搬入の関係から工事方法というか資材運搬方法を検討していくというふうにお聞きしておりますので、何らかの形で横湯川、角間川は建設事務所のほうでも概要は把握していると思います。必要があれば、先ほども申しましたとおり補修を行うということをお聞きしておりますし、またこれはコンクリートの構造自体というよりも、その機能的に本来土砂がたまって本来の機能を発揮するということなんですけど、大幅に土砂が堆積した場合についてはまた土砂を除去することも考えられるということと、また場合によっては新たな堰堤の建設もあり得るというふうにお聞きしております。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） では、そのようにお願いいたします。

次に、ため池でございますが、ため池は耐震の診断を7つあるものについては行っていくというようなお話でございますが、どのような方法で行われるかお聞きしたいと思います。

議長（児玉信治君） 農林課長。

農林課長（生玉一克君） 耐震の基準についてはちょっときょう資料を持ち合わせておりませんが、うちのほうでいつも設計等お願いしております土地改良連合会のほうでやっております。またお調べしてお知らせしたいというふうに思っております。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 東日本大震災のときに、資料によりますと、ため池はそれほど大きな被害は出ていないようなんですが、岩手、宮城、福島で1万2,500カ所あるうちに2,000カ所が被災をいたしまして、決壊したのは3つであるというようなところがあります。いずれにしましても、全然ゼロではないので、診断していかないと、地震に対して非常に危険であるというところはあると思います。

もう1個質問したいと思います。ため池の土質によって強度が違うというふうに言われておりますが、こちら辺についてはご存じですか。

議長（児玉信治君） 農林課長。

農林課長（生玉一克君） 当然、立地条件によりまして各ため池とも土質その他で耐震強度が違っていると、当然構造も違ってくるというふうに思っております。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 多分ため池の中で、寒沢のように漏水しているというのは非常に強度が落ちるというふうに言われておりますが、これについていかがですか。

議長（児玉信治君） 農林課長。

農林課長（生玉一克君） 当然本来の目的を達していないと、どこかが欠陥がしているので漏水している。そこから決壊するおそれもあるということで、寒沢のほうは直させていただきました。当然強度のほうは弱くなってくると。そういうものを含めた診断をしているというつもりでおります。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 最後になりますが、豪雪等の自然災害の要因と情報のところでございますが、2月15日の国道292号線が通行どめになっていった経緯というか、ご説明をお願いしたいと思います。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） お答えいたします。

15日はご承知のとおり朝から、もう14日からの豪雪で、292号も通れず、全町が要は混乱をしているわけでございますけれども、志賀高原の関係につきましては観光商工課の関係の中で冬期交通対策という形で観光商工課の職員が志賀の山内にいち早く上がりまして、巡視をしてご

ございます。もちろん小林観光商工課長も役場のほうに詰めていただいて、指揮をとっていただいたという形でございます。

それで、だんだん志賀高原の中ののり関係が最初は上に上がれたんですけども、292号の志賀の山内のところののりのところで雪の雪崩等が起きて、そこにバスが入ってしまったりして、だんだん通行が困難になってきた状態。それから上林の入り口のところで倒木があって、通行できなくなってしまったという形で、警察の対応と建設事務所の対応の時間差がちょっと出て、うちのほうも正確に町民の皆さんに有線、あるいは防災無線でお知らせする部分がちょっとまちまちになってまずいなという形の中で、確認をとるうちに、まず警察のほうから通行規制をするという形で11時30分ごろ連絡があったわけです。それ以前にもう既に通行どめになっております。

それで、上林のところにつきましては、倒木で上に上がっていけない状況になっておりますので、建設水道課の職員、建設系の係長以下の職員が上林の部分での交通整理、それから志賀高原へ上がっていく部分についてはもう上がれない状態になっておりますので、沓野インターでおろすというふうな指示もいたしまして、それにつきましてはもう渡辺建設水道課長が宿直で指示をしていただいているという状況でございます、警察からは11時30分には通行制限が行われるという状況がありまして、その後、有線放送、あるいは防災無線で周知をしているという形でございます。

ただ、建設事務所のほうはちょっと時間的なずれがありまして、最終的に2時ごろ通行どめの決定という形が出てきましたので、再度有線放送と防災無線で292号全面通行どめというお知らせをしたところでございます。

それで、北信建設事務所のほうと、では今後どうなるのかという形で周知をする件もございますし、住民の皆さんからいつ通れるんだというふうなお問い合わせも宿直にばんばん入ってきていた状況でございますので、再度確認をいたしまして、午後になりますとかなり除雪作業も進んできたというふうな情報もございまして、部分的に通行どめを解除するという連絡がありまして、15日でございますけれども、午後4時から午後7時まで通行どめを解除して、7時から建設事務所で、特に翌朝だと思っておりますけれども、翌朝早朝にかけて集中的に除雪作業をしたいということで、7時まで通行どめをかけまして除雪作業をしていただいたと。それで16日の朝、通行を解除としたというのが経過でございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） それでは、通行どめを解除したものについての連絡というか、これはされたんでしょうか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） ですから、もう7時までで通行どめを解除しますというふうな連絡を前日にもういたしましたので、16日のときにはもう連絡はいたしませんでした。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） これは、町内の連絡はそれでよかったかもしれませんが、県外者というのは余り入らなかったのでしょうか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） ですから、県外者が入ってきますので、県外者につきましては、その通行どめをしている時間帯については杳野インターでおりにただけるように、建設水道課の職員がインターの入り口に立って、要は指示をして、要は下におりにいただいたと。それが多分ホテルの関係についても問い合わせがホテル等に入っていると思うんですけども、その関係についても通行どめという形を防災無線、志賀高原の観光協会のほうとも連絡をとってございますので、志賀高原の観光協会のほうから292号の状況については逐次各ホテルのほうに連絡を出していただいているという関係で、県外から志賀高原に上がるお客様に対しての連絡が行っているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 当町はエリアメールを契約していると思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） エリアメールにつきましては、ドコモとauについてエリアメールの整備ができております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） エリアメールの活用は今までされたことはございますか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） ございません。

以上です。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 今回の事態についてエリアメールの活用をお考えになりませんでしたか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） エリアメールにつきましては、避難指示とか、要はそういった形の中で全町的に、部分的にある程度避難所に移動しなくてはいけないとか、そういうふうな状況でございましたので、エリアメールというふうな状況でなくて、町民の皆さんに対しては有線放送、あるいは防災無線で、要は家からの外出を自粛してほしいというふうな形の中でお知らせをしたという形の中で、そういったエリアメールのそういった使用の範疇ではないというふうに考えておりました。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） これはほかの県の事例ですが、たしか富山県立山町に管外視察したときに、もっと違う、そういう重大なことではない情報においてでもエリアメールを使っているというようにお話を伺いましたので、そこら辺も、今回の大雪みたいな通行どめになってしまうような状況でも活用したらいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） また我々もまだエリアメールに対しては十分な知識というか、a uとドコモについてはこういった場合にエリアメールを使う、やたらに使ってはいけないんだよというふうな話の中でございますので、もう一つ、再度そういった事例も含めまして使い方について検証をしてみたいと思っております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） ぜひ、エリアメールがどの程度のレベルで使えるか、また検証していただくようお願いしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君の質問を終わります。

議長（児玉信治君） 以上をもって本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦労さまでした。

（散 会）

（午後 4時11分）